第５次
七尾市障害者計画
スマイルハートプラン

第６期
七尾市障害福祉計画
スマイルサポートプラン

七　尾　市

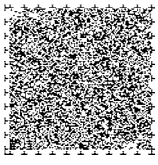

はじめに

七尾市では、平成 30 年 3 月に障害者基本法に基づく「第 4 次七尾市障害者計画」を策定し、障害のある人もない人も、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指し「地域福祉」「居住福祉」「社会参加」の視点から、その推進に向けて取り組んできました。また、障害者総合支援法に基づく「第 5 期七尾市障害福祉計画」を策定し、障害者福祉施策の充実を図ってきました。

今回の「第 5 次七尾市障害者計画」及び「第 6 期七尾市障害福祉計画」は、これまでの計画の基本理念や施策を継承しつつ、近年の障害者を取り巻く環境の変化や、多様化が進む障害福祉へのニーズを踏まえ策定しました。

本計画に基づいて、本人やその家族による「自助」、地域における「共助」、公的な支援の「公助」が一体となった「協働」の取り組みにより、障害に関する理解啓発をはじめ、地域で支え合う仕組みづくりや、安心・安全な生活を支援する在宅サービスや相談支援体制の充実、いきがいをもった生活を送るための就労支援や社会参加の支援など、障害福祉施策を総合的に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたりご審議をいただきました七尾市健康福祉審議会及び同審議会障害者福祉分科会の委員の皆様、アンケートにご協力いただきました市民の皆様をはじめ関係各位に対し、心より感謝を申し上げます。

令和 3 年 3 月

七尾市長　**茶　谷　義　隆**

目　　次

【七尾市障害者計画】

第１章　計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨 …… 1
2. 計画の期間 …… 2
3. 障害者の定義 …… 2
4. 計画の位置づけ …… 3
5. 計画策定の方法 …… 4

第２章　基本的な考え方

1. 基本理念 …… 7
2. 基本目標 …… 8
3. 基本的方向 …… 8

第３章　障害者の現状と課題

1. 障害者の現状 …… 9
2. 障害者が抱える課題 …… 24

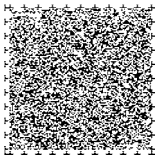

第４章　施策体系と推進

1. 計画の施策体系 …… 29
2. 計画の推進 …… 30

第５章　施策内容と重点施策

1. 啓発・広報 …… 31
2. 生活支援 …… 34
3. 生活環境 …… 42
4. 教育・育成 …… 44
5. 雇用・就業 …… 46
6. 保健・医療 …… 48
7. 情報・コミュニケーション …… 50
8. スポーツ・文化・社会参加 …… 52

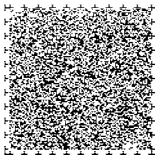

【七尾市障害福祉計画】

第１章　計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨 …… 55
2. 計画の期間 …… 55
3. 計画の範囲 …… 56
4. 計画の位置づけ …… 57
5. 計画策定の方法 …… 57

第２章　基本理念

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 …… 59
2. 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施 …… 59
3. 地域生活移行、就労支援 …… 59
4. 地域共生社会の実現に向けた取組 …… 59
5. 障害児の健やかな育成のための発達支援 …… 60
6. 障害福祉人材の確保 …… 60
7. 障害者の社会参加を支える取組 …… 60

第３章　成果目標

1. 国の基本指針 …… 61
2. 目標値 …… 62

第４章　障害福祉サービス

1. 基盤整備の基本的な考え方 …… 67
2. 障害福祉サービス及び障害児通所支援等の利用状況 …… 68
3. 障害福祉サービス及び障害児通所支援等の見込量 …… 73

第５章　地域生活支援事業

1. 地域生活支援事業の概要 …… 77
2. 地域生活支援事業の実施状況 …… 78
3. 地域生活支援事業の見込量 …… 80

第６章　相談支援

1. 相談支援体制 …… 83

【資料編】

障害者福祉に関するアンケート調査…… 87
障害児の福祉に関するアンケート調査……100

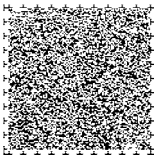

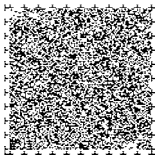

第５次

七尾市障害者計画

スマイルハートプラン

第５次　七尾市障害者計画　スマイルハートプラン

第１章　計画策定の概要

1. 計画 s 策定の趣旨
2. 計画の期間
3. 障害者の定義
4. 計画の位置づけ
5. 計画策定の方法

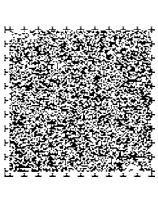

第１章　計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

国の障害者基本法においては、ノーマライゼーション（※ 1）とリハビリテーション（※ 2）の理念のもと、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであり、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するとしています。

七尾市においては、平成 18 年度以降、第 1 次から第 4 次までの七尾市障害者計画を策定し、本市における「地域福祉」・「居住福祉」・「社会参加」の推進に取り組んできました。

第 5 次計画では、これまでの計画の基本理念や取り組み等を継承するとともに、国の「障害者基本計画」や石川県の「いしかわ障害者プラン」等の関連計画、本市における障害者の状況等を踏まえて策定することとし、「障害のある人もない人も個人の尊厳が重んじられ、ともにきらめき、心の豊かさと幸せが実感できる地域づくり」を目指します。

※１　ノーマライゼーション
「一般社会のなかで普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそ自然な状態である」という理念。

※２　リハビリテーション
「障害のある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、人生の各段階において、人間的に生きる権利の回復に寄与し、自立と参加を目指す」という理念。

2. 計画の期間

計画期間は、令和３年度から令和５年度までの３年間とします。

ただし、必要に応じて適宜見直しを行います。

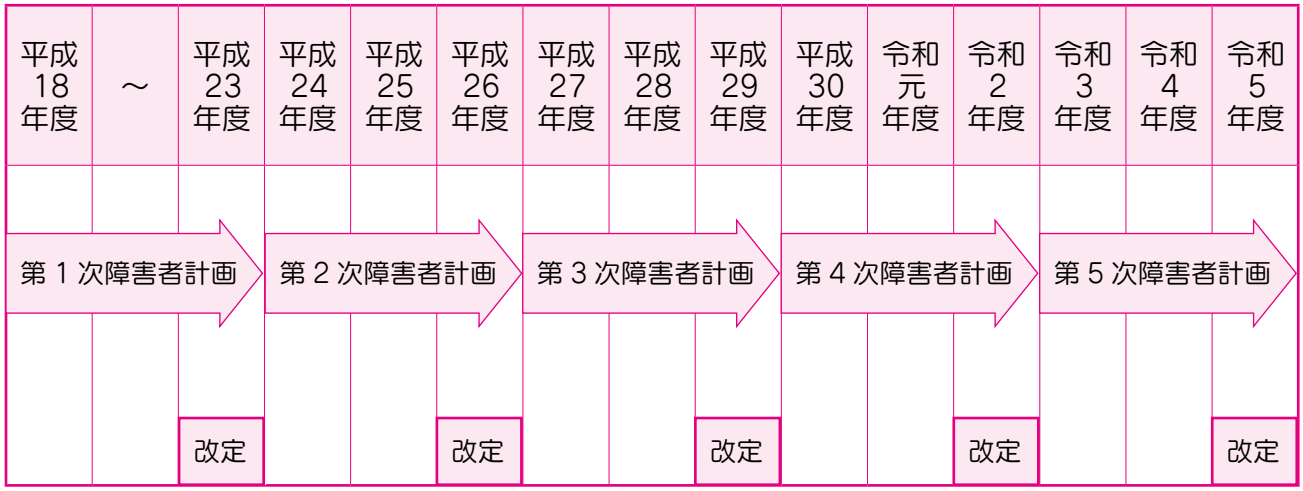

3. 障害者の定義

この計画における障害者、障害のある人とは、障害者基本法に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある人であって、障害及び社会的障壁（障害がある人にとって障壁となるような事物・制度・慣行・概念その他一切のもの）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいいます。

4. 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として策定し、七尾市総合計画の部門別計画として位置づけ、国や県が定めた計画や、七尾市の各種計画等との整合・連携を図りながら、障害者施策を総合的、計画的に推進します。

また、市民、関係団体、事業者等が行う自主的に取り組む具体的な活動や事業の実施にあたっての指針となるものです。

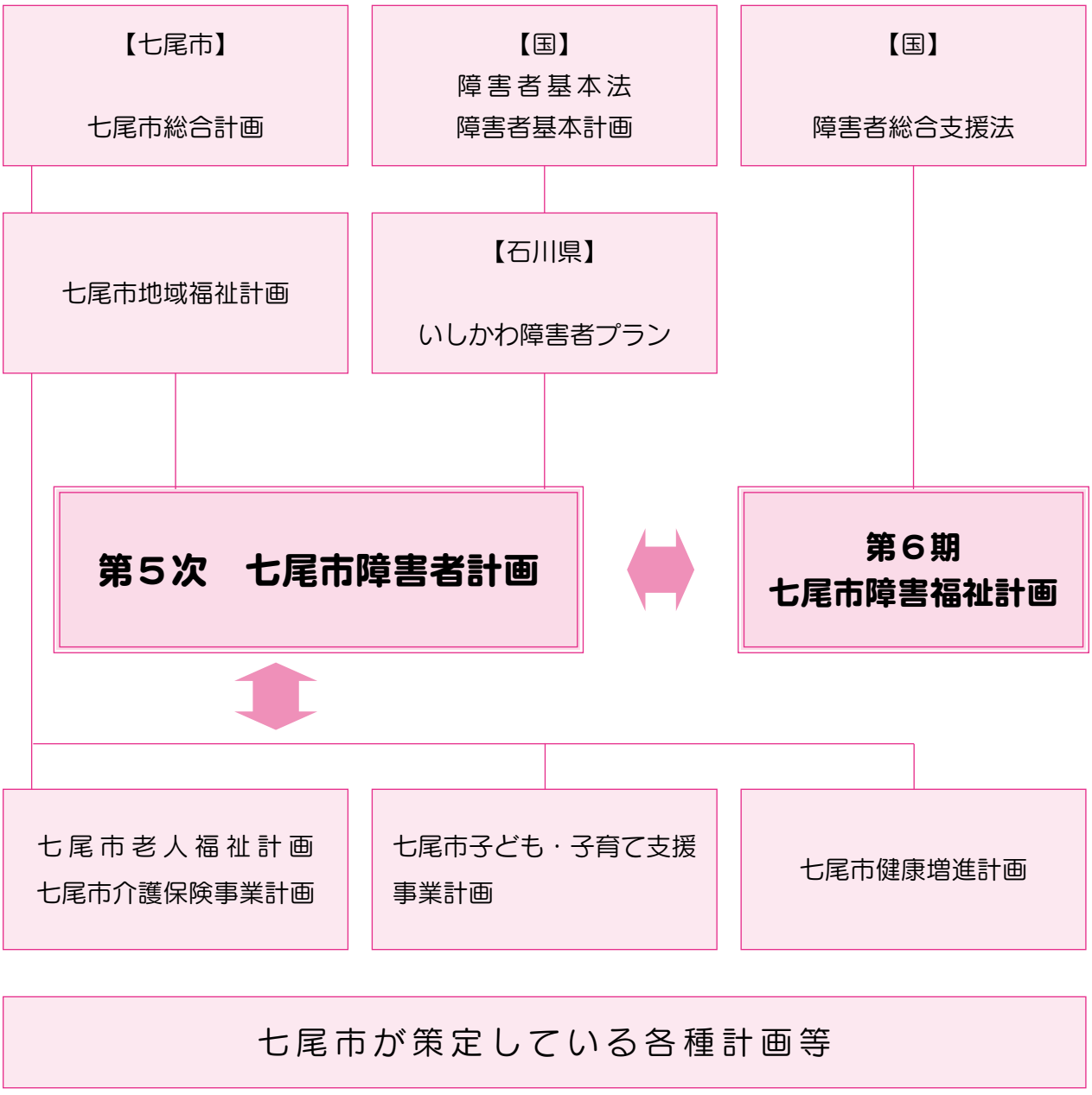

5. 計画策定の方法

「第５次 七尾市障害者計画」の策定は以下の方法で実施しました。

アンケートによるニーズ調査を実施

↓

七尾市における障害者福祉の現状と課題を整理

第４次計画の進捗状況の分析

↓

第５次　計画の策定

↓

七尾市健康福祉審議会
（障害者福祉分科会）　素案 審議

↓

市民意見募集
（パブリックコメント）を実施

↓

七尾市健康福祉審議会
（障害者福祉分科会）　最終案 審議

↓

第５次　七尾市障害者計画

（1）アンケートによるニーズ調査の実施

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている方（18 歳以上）の中から無作為に抽出した約 20% の方及び障害のある子ども（18 歳未満）を対象として、日常生活状況や障害者施策に関する意識の傾向や、具体的な要望を把握するためアンケートを実施しました。

・アンケート実施時期：令和 2 年 6 月

・各障害種別の手帳交付者数（令和 2 年 6 月 1 日現在）

障害種別	手帳交付者数	抽　出　率	アンケート 依　頼　数	アンケート 回　答　数	回 答 率
身　　体	2,456人	約 20%	490人	256人	52%
知　　的	522人		92人	39人	42%
精　　神	456人		90人	36人	40%
計	3,434人		672人	335人（※1）	50%
障害児 （18 歳未満）	115人	100%	115人	58人	50%

※1　障害種別の未記入者 4人を含む。

（2）第 4 次計画の進捗状況の分析

第 4 次計画に盛り込んだ各施策の進捗状況について、担当部署や関係機関に調査し、その結果を七尾市健康福祉審議会の障害者福祉分科会に報告するとともに、現状と課題についての分析を行いました。

（3）七尾市健康福祉審議会及び障害者福祉分科会の開催

健康福祉施策を幅広い視点で推進するため、諸計画の策定・進行管理、保健福祉に関する重要事項について調査・審議・評価を行う市長の諮問機関として七尾市健康福祉審議会が設置されています。

また、審議会には 5 つの分科会が構成されており、その中の障害者福祉分科会において「第 5 次七尾市障害者計画」及び「第 6 期七尾市障害福祉計画」の策定に取り組みました。

【審議会及び分科会の開催状況】

・令和２年６月25日（木） 健康福祉審議会

七尾市障害者計画及び七尾市障害福祉計画の策定について市長より諮問

・令和２年７月30日（木） 障害者福祉分科会

次の事項について報告及び協議 （1）計画策定の基本的な考え方 （2）計画の進捗状況について （3）福祉に関するアンケート調査の実施について

・令和２年10月29日（木） 障害者福祉分科会

・令和２年12月18日（金） 健康福祉審議会

計画（素案）を審議

・令和３年１月28日（木） 障害者福祉分科会

・令和３年２月19日（金） 健康福祉審議会

計画（最終案）を審議

（4）市民意見募集（パブリックコメント）の実施

令和３年１月４日（月）～令和３年１月18日（金）までの期間に、市民の皆様から計画の素案についての意見を募集するパブリックコメントを実施しました。

（5）七尾市議会（全員協議会）への概要説明

令和３年２月22日（月）に、七尾市議会（全員協議会）において計画の素案について概要の説明を行いました。

（6）市長答申

令和３年２月24日（水）に、「第５次七尾市障害者計画」及び「第６期七尾市障害福祉計画」を市長に答申しました。

第２章　基本的な考え方

1. 基本理念
2. 基本目標
3. 基本的方向

第 2 章　基本的な考え方

1. 基本理念

第 5 次七尾市障害者計画では、国の障害者基本法の目的に掲げる「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を踏まえ、次の 5 つの基本理念に基づき障害者福祉施策を推進します。

① ノーマライゼーション思想の深化

障害の有無に関わらず、地域の一員として、ともに生きる地域社会づくりを推進します。

② リハビリテーション理念の具現化

障害者の技術的訓練プログラムにとどまらず、ライフステージのすべての段階において、一人ひとりに合わせた QOL（生活の質）の向上を推進します。

③ 個人の権利擁護

個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される地域社会づくりを推進します。

④ 心のバリアフリー社会の推進

社会活動において差別や偏見、誤解等といった心理的な障壁を除去するために、心のバリアフリーという考え方を啓発して、笑顔で支え合う地域社会づくりを推進します。

⑤ 自立と社会参加

すべての障害者が社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動において、自らの意思に基づいて生活でき、自立した人として活動できる地域社会づくりを推進します。

2. 基本目標

この計画は、基本理念のもとに、

障害のある人もない人も個人の尊厳が重んじられ、
ともにきらめき、心の豊かさと幸せが実感できる地域づくり

を基本目標に、長期的な視点に立って障害者福祉施策の総合的・体系的な推進を図ります。

3. 基本的方向

基本目標を具体化するため

誰もが、安心感を持ち、身近なところで、必要なときに、
必要な情報やサービスを受けられる

ことを施策の基本的方向として、各分野の取り組みを総合的に実施します。

基本目標と基本的方向を踏まえて

地域福祉　　居住福祉　　社会参加

に視点をおき、その推進に向けて具体的に取り組みます。

福祉のまちづくりのために福祉コミュニティを推進して、より一層安心して暮らせる居住環境の整備を図ります。

また、すべての障害者があらゆる分野の活動に参加できる社会の実現を図ります。

第３章　障害者の現状と課題

1. 障害者の現状

2. 障害者が抱える課題

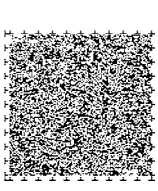

第３章　障害者の現状と課題

1. 障害者の現状

（1）人口及び世帯数の推移

平成27年の国勢調査（10月1日現在）による七尾市の人口は55,325人で、前回調査の平成22年と比較すると2,575人、4.45%の減少となりました。

また、世帯数は20,855世帯で、平成22年と比較して89世帯、0.42%減少しました。一世帯あたりの人員は2.65人で、平成22年より0.11人減少し、世帯規模の縮小傾向が続いています。

表1 人口及び世帯数の推移　　（国勢調査：各年10月1日現在）

区　分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
	上　段：人口（人）　　下　段：世帯数（世帯）				
七　尾	49,719	47,351	61,871人	57,900人	55,325人
	16,002	16,248			
田鶴浜	6,209	5,878			
	1,632	1,683			
中　島	7,923	7,422			
	2,232	2,187			
能登島	3,517	3,312	21,402世帯	20,944世帯	20,855世帯
	933	948			
合　計	67,368	63,963			
	20,799	21,066			

「人口推移」をみると、人口は減少傾向にあり、平成７年から平成12年にかけて3,405人、平成12年から平成17年にかけては2,092人、平成17年から平成22年にかけては3,971人、平成22年から平成27年にかけては、2,575人がそれぞれ減少しており、ここ20年間で12,043人の減少となっています。

人口推移

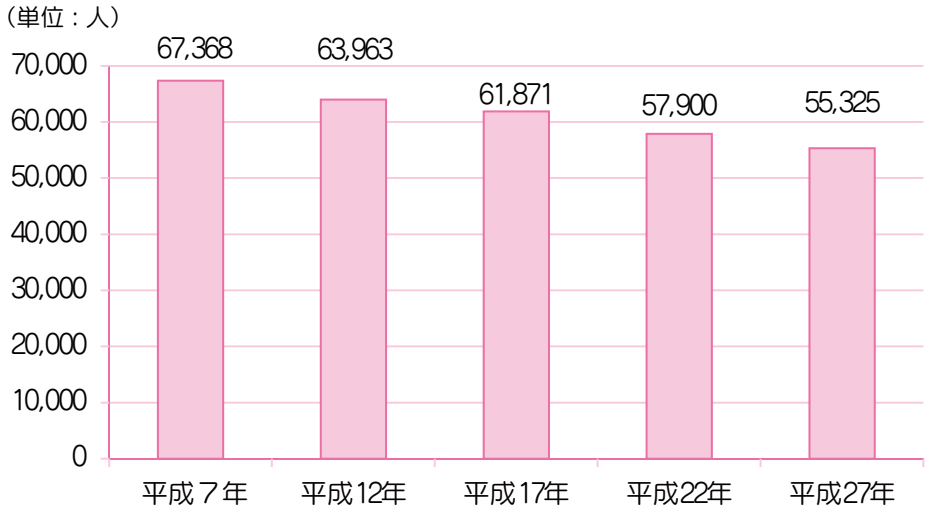

「世帯数推移」をみると、平成７年から平成12年にかけて267世帯、平成12年から平成17年にかけて336世帯が、それぞれ増加するという傾向で推移していましたが、平成17年から平成22年にかけては458世帯が減少し、平成22年から平成27年にかけては、89世帯が減少しました。

世帯推移

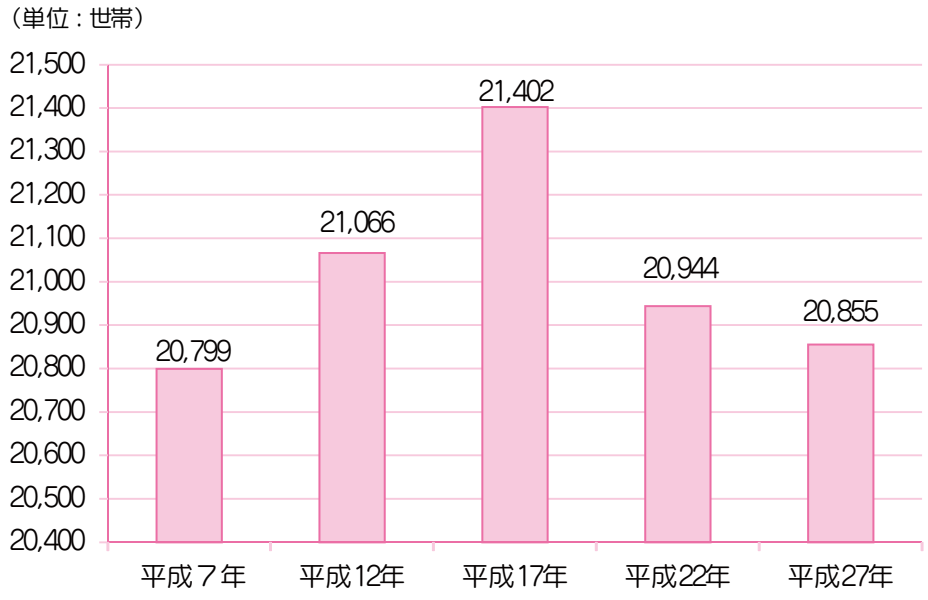

令和２年４月１日現在の総人口52,309人に占める高齢者人口は、19,384人で構成率37.1%、生産年齢人口は、27,724人で構成率53.0%、年少人口は、5,201人で9.9%となっています。また、介護保険２号被保険者年齢は、17,033人で構成率32.6%となっています。

表２　年齢３区分別人口及び介護保険２号被保険者数

（住民基本台帳　令和２年４月１日現在）

区分（年齢不詳分を除く）	人口（人）	構成率：%（総人口52,309人に占める割合）
高齢者人口（65歳以上）	19,384	37.1
（介護保険２号被保険者40～64歳）	（17,033）	（32.6）
生産年齢人口（15～64歳）	27,724	53.0
年少人口（0～14歳）	5,201	9.9

年代別人口（住民基本台帳　令和２年４月１日現在　５歳きざみ）　（単位：人）

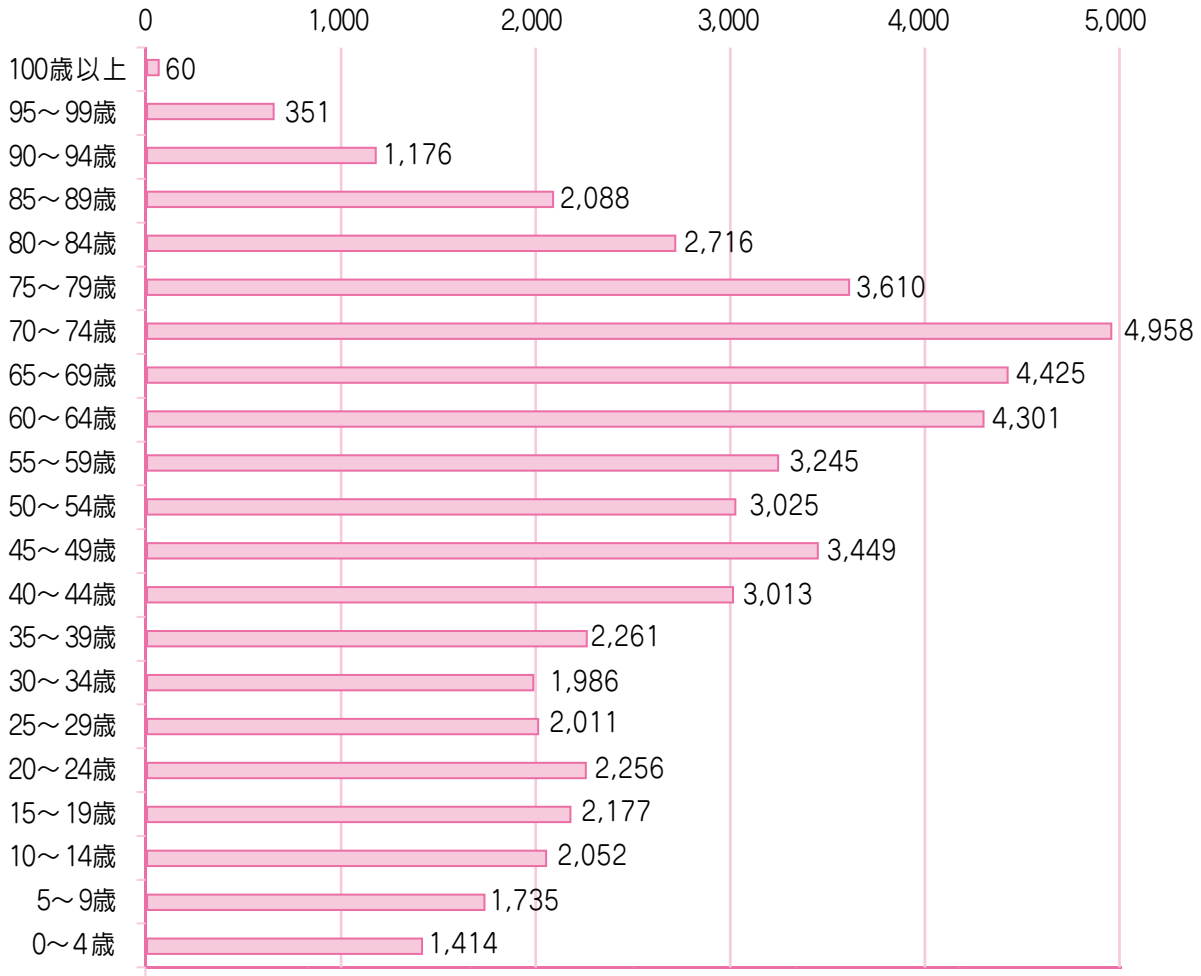

（2）障害者の状況

①　身体障害者

身体障害者手帳交付者数（手帳１級から６級）は、減少傾向にあります。

表３ 身体障害者手帳交付者数（各年４月１日現在）　（単位：人）

平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
2,942	2,918	2,894	2,845	2,745	2,654	2,587	2,559	2,443

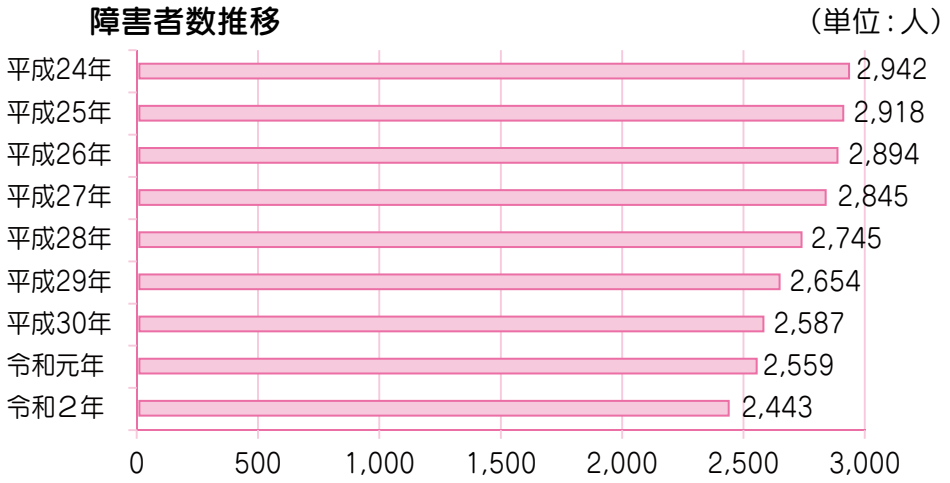

障害内容別では肢体不自由が1,283人で構成率52.5％と最も高く、次いで内部障害786人で構成率32.2％となっています。

表４ 障害内容別手帳交付者数（令和２年４月１日現在）

障害内容	手帳交付者（人）
肢体不自由	1,283
内部障害	786
聴覚・平衡機能障害	206
視覚障害	146
音声・言語・そしゃく	22
合計	2,443

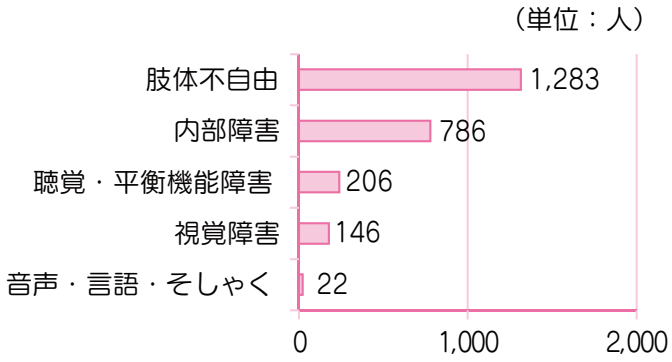

身体障害者の年齢別では、65歳以上が1,845人で75.5%となっており、障害等級別では、1級が826人で構成率が33.8%と最も高くなっています。

表5 年代別・障害等級別手帳交付者数（令和2年4月1日現在）　　（単位：人）

区　分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
18歳未満	12	3	5	2	1	0	23(0.9%)
18～19歳	6	2	0	1	0	1	10(0.4%)
20歳代	12	5	4	4	2	0	27(1.1%)
30歳代	23	8	4	9	2	0	46(1.9%)
40歳代	35	23	23	13	4	5	103(4.2%)
50歳代	83	39	28	30	12	11	203(8.4%)
60～64歳	65	27	35	39	15	5	186(7.6%)
65歳以上	590	260	403	372	78	142	1,845(75.5%)
合　計	826(33.8%)	367(15.0%)	502(20.6%)	470(19.2%)	114(4.7%)	164(6.7%)	2,443

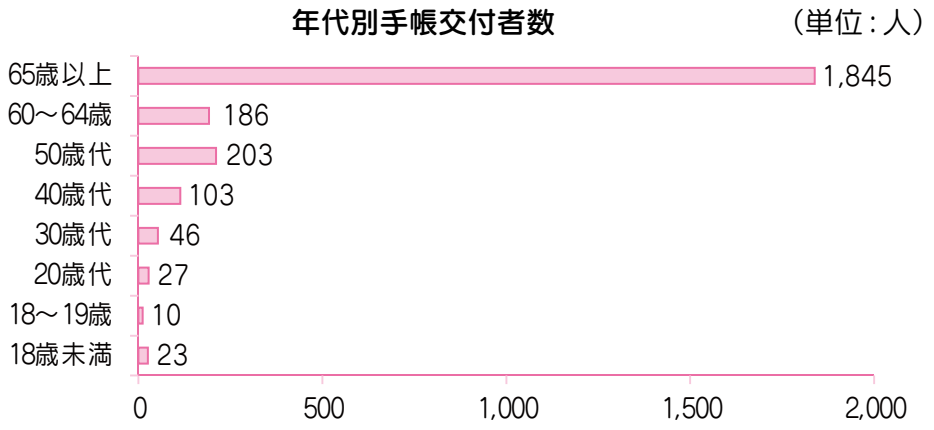

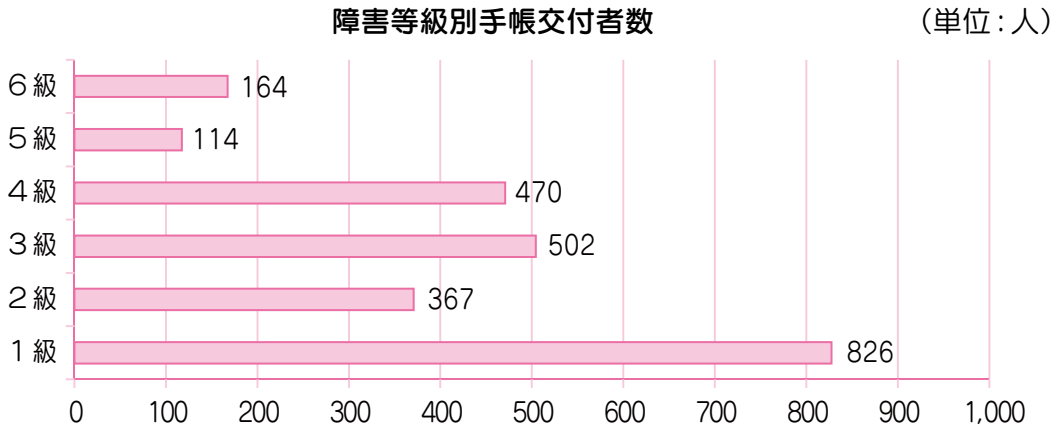

② 知的障害者

療育手帳交付者数は、増加傾向にあります。

表６ 療育手帳交付者数（各年４月１日現在） （単位：人）

平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
422	445	461	473	483	497	506	535	515

療育手帳交付者数推移 （単位：人）

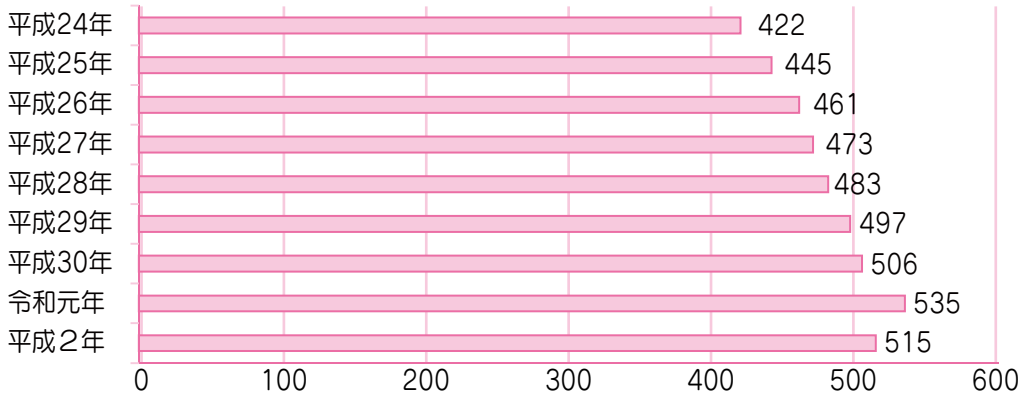

知的障害者の年代別では、40歳代が95人で18.5%となっており、次に18歳未満が89人で17.3%となっています。

障害程度別では、療育B1が205人で構成率39.8%と最も高くなっており、次いで療育A2の133人で構成率25.8%となっています。

表７ 年代別・障害程度別手帳交付者数（令和２年４月１日現在） （単位：人）

区　分	療育 A1	療育 A2	療育 B1	療育 B2	合計
18 歳 未 満	9	20	32	28	89(17.3%)
18 ～ 19 歳	4	1	2	7	14(2.7%)
20 歳 代	9	26	29	16	80(15.5%)
30 歳 代	7	12	28	14	61(11.9%)
40 歳 代	14	29	36	16	95(18.5%)
50 歳 代	14	10	29	14	67(13.0%)
60 ～ 64 歳	3	6	12	8	29(5.6%)
65 歳 以 上	5	29	37	9	80(15.5%)
合　計	65(12.6%)	133(25.8%)	205(39.8%)	112(21.8%)	515

年代別手帳交付者数

（単位：人）

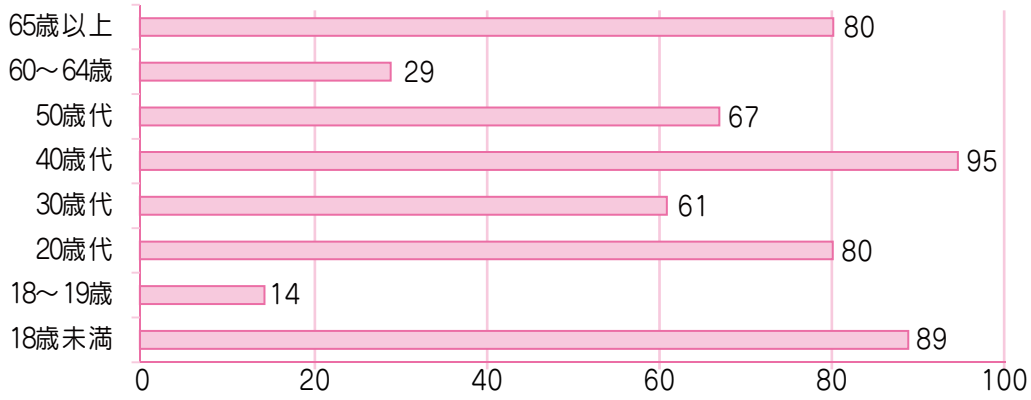

障害程度別手帳交付者数

（単位：人）

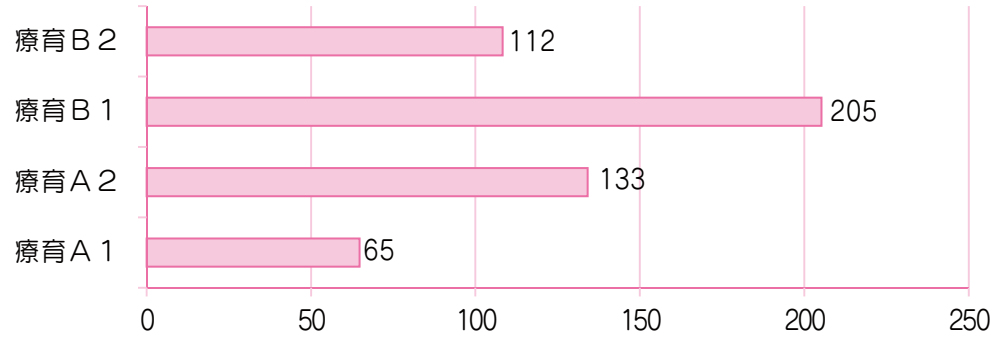

③　精神障害者

精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、増加傾向にあります。

表８ 精神障害者保健福祉手帳交付者数（各年４月１日現在）　（単位：人）

平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
347	357	358	360	389	411	420	433	457

表９ 自立支援医療費（精神通院）認定者数（各年４月１日現在）　（単位：人）

平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
897	873	884	910	929	938	952	969	999

精神障害者保健福祉手帳交付者数推移　（単位：人）

自立支援医療費（精神通院）認定者数　（単位：人）

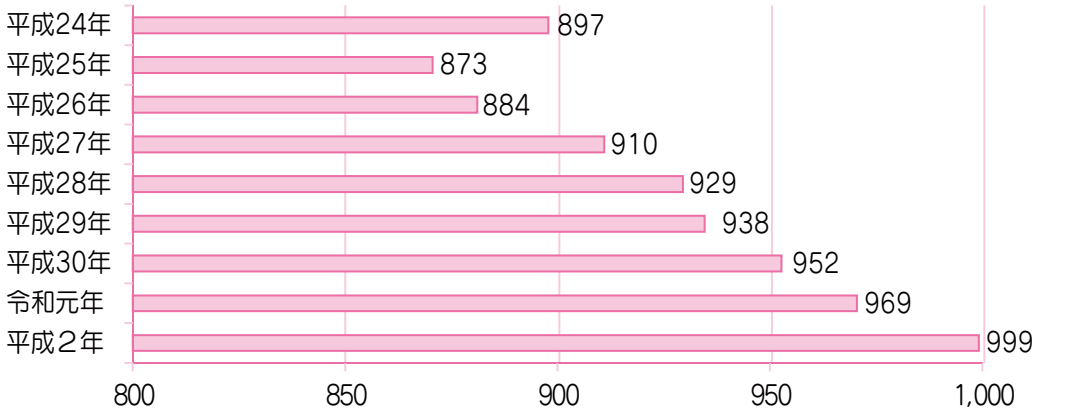

年代別では、精神障害者保健手帳所持者は、65歳以上が127人、自立支援医療費（精神通院）認定者数も、65歳以上が302人と最も多い状況です。

表10　年代別・障害等級別手帳交付者及び自立支援医療（精神通院）認定者数

（令和２年４月１日現在）（単位：人）

区　分	１級	２級	３級	年代別合計	自立支援医療認定者数
18歳未満	0	9	0	9(2.0%)	6
18～19歳	0	3	0	3(0.7%)	4
20歳代	2	25	2	29(6.3%)	66
30歳代	0	40	5	45(9.8%)	105
40歳代	2	79	19	100(21.9%)	223
50歳代	1	89	9	99(21.7%)	192
60～64歳	5	36	4	45(9.8%)	101
65歳以上	17	103	7	127(27.8%)	302
合　計	27(5.9%)	384(84.0%)	46(10.1%)	457	999

年代別手帳交付者数　　（単位：人）

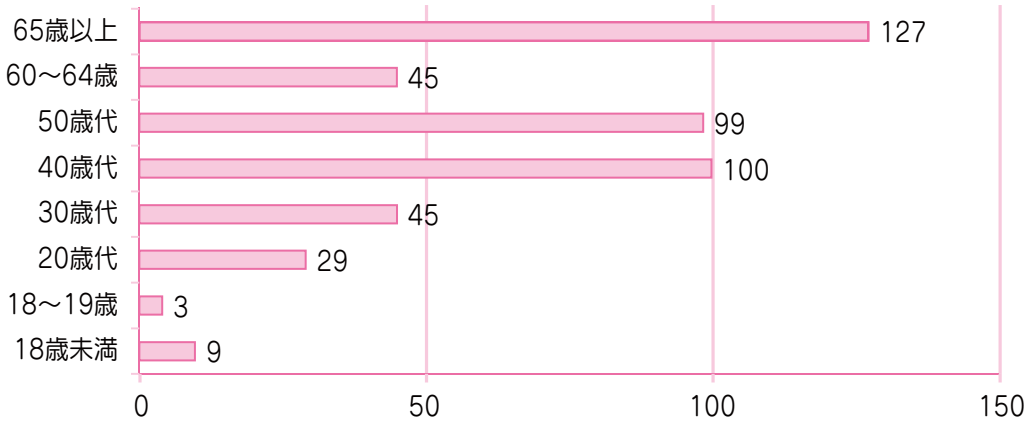

障害程度別手帳交付者数　　（単位：人）

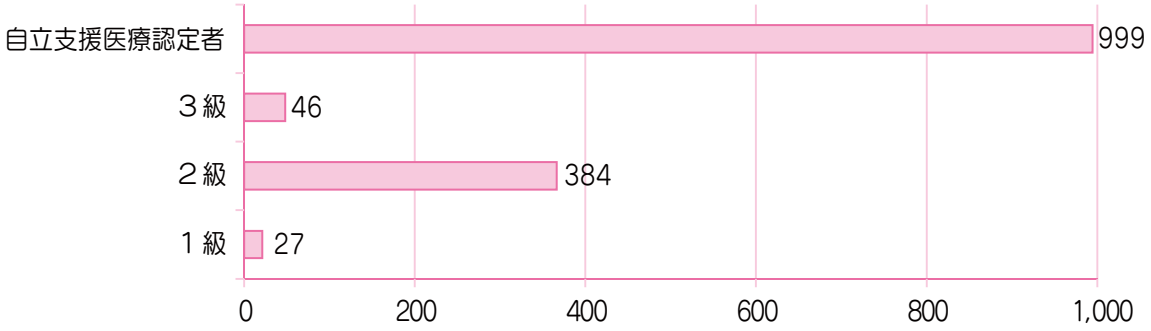

④　難病患者

難病患者について、指定難病医療費受給者証所持者は増加傾向にあり、小児慢性特定医療受給者証所持者は平成24年度以降減少傾向にあります。

表11　指定難病医療費受給者証所持者数　（各年３月末現在）　　（単位：人）

平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
401	394	424	431	430	459	390	382	432

対象疾患は、令和２年４月現在333疾患

表12　小児慢性特定医療受給者証所持者数（各年３月末現在）　　（単位：人）

平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
81	77	74	65	71	62	57	53	56

対象疾患は、令和２年４月現在762疾患

指定難病医療費受給者証所持者数　　（単位：人）

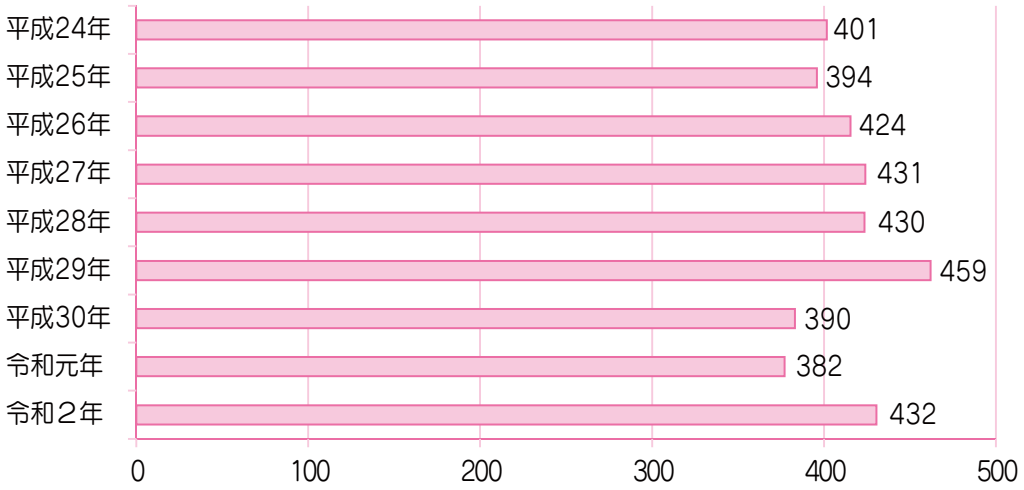

小児慢性特定医療受給者証所持者数　　（単位：人）

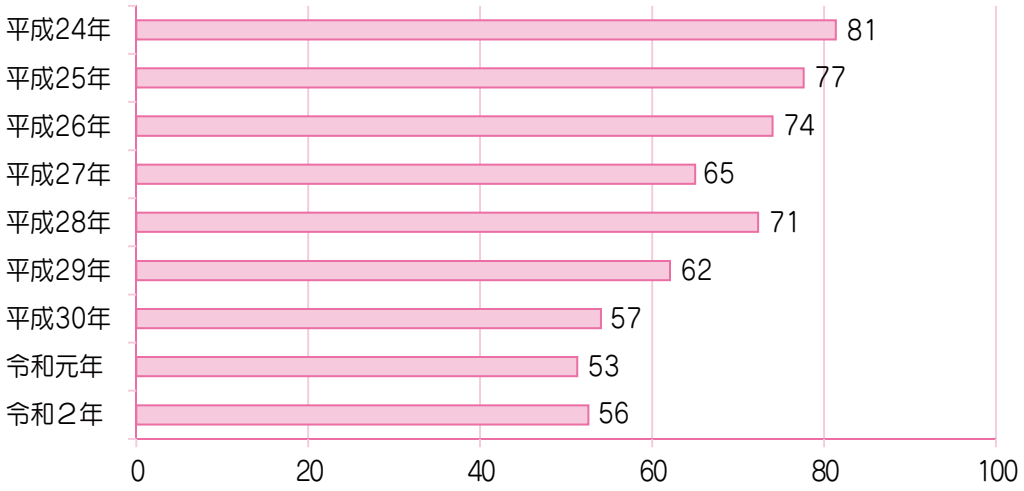

（3）障害児保育・教育の状況

【健やかふれあい保育】

障害児を保育する場合、原則として軽度障害児または中度障害児１人に対して0.5人相当の保育士を配置するよう努めています。

児童一人ひとりに応じた 指導計画のもとで保育し、福祉・母子保健・教育・医療分野の専門機関が連携して、健やかな成長を願い療育支援しています。

表13　健やかふれあい保育実施園数　（各年４月１日現在）

区　分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
保育園数	17	13	12	14	14	14	15	15	15
中度（人）	10	9	6	9	8	6	11	10	9
軽度（人）	25	21	21	18	18	21	23	20	23

【放課後児童クラブ】

授業の終了後、春休み、夏休み及び冬休み期間中に保護者が仕事等により、家庭で子どもの保育が困難な場合に、適切な遊び及び生活の場を提供しています。

表14　放課後児童クラブ　障害児利用人数　　（令和２年４月１日現在）

児童クラブ名（実施場所）	障害児利用人数	開所時間	
		平日	学校休業日
小丸山放課後児童クラブ	0	14:30～19:00	8:00～19:00
山王っ子放課後児童クラブ	0	14:00～19:00	8:00～19:00
朝日放課後児童クラブ	2	13:00～19:00	7:30～19:00
石崎放課後児童クラブ	2	14:00～19:00	7:30～19:00
高階放課後児童クラブ	0	13:00～19:00	7:30～18:30
和倉放課後児童クラブ	1	14:30～19:00	8:00～19:00
天神山放課後児童クラブ	2	14:00～19:00	7:45～19:00
東湊放課後児童クラブ	1	14:30～19:00	8:00～19:00
北星よつば放課後児童クラブ	0	14:00～19:00	7:00～19:00
七尾みなと放課後児童クラブ	1	13:00～19:00	7:00～19:00
大呑放課後児童クラブ	0	13:00～19:00	7:30～19:00
田鶴浜放課後児童クラブ	1	13:00～19:00	7:30～19:00
中島放課後児童クラブ	3	13:00～19:00	7:30～19:00
能登島放課後児童クラブ	0	13:45～19:00	7:30～19:00
あかくら放課後児童クラブ	0	13:30～19:00	7:30～19:00
はまおか虹っ子放課後児童クラブ	0	14:00～20:00	7:00～20:00
光の子放課後児童クラブ	1	14:00～19:00	7:00～19:00
本宮のもり放課後児童クラブ	0	15:00～19:00	7:30～19:00

【特別支援学級】

特別支援学級に在籍する児童生徒と通常の学級に在籍する児童生徒が交流する学習の機会を設け、障害のある児童生徒の学習体験の場を広めます。

表15　七尾市立小中学校特別支援学級　（令和２年４月１日現在）

区　分	特学設置数	障害内容別		
小 学 校	10校中10校	知障10学級(35名)	病弱3学級（3名）	自閉・情緒11学級（49名）
中 学 校	4校中　4校	知障 4学級(10名)		自閉・情緒3学級（12名）

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

障害児に対し、日中や学校の放課後、休日等において日常生活における基本的な動作指導や集団生活への適応訓練等を行います。

表16　市内児童発達支援・放課後等デイサービス事業所

事業所名称	定員	開所時間	休業日
独立行政法人国立病院機構七尾病院	8	8:30～17:00	土・日曜日、祝日
ほうぷ子どもの家	10	9:00～17:00	日曜日
児童デイサービスぽぷら　かがやき	10	9:00～17:00	日曜日
放課後等デイサービス　あおば	10	9:00～18:00	日曜日
放課後等デイサービス　サンフラワー	10	9:00～18:00	日曜日

（4）障害者の雇用・就業の状況

障害者がその適性と能力に応じて仕事に就き、社会経済活動に参加することは、障害者が社会的に自立するとともに、生きがいを持って暮らすことにつながります。

表17　障害者の法定雇用率　　【障害者の雇用の促進等に関する法律】

区　分	法定雇用率　（令和3年4月1日から）
国・地方公共団体、一定の特殊法人	2.6%以上
一般企業	2.3%以上

表18　障害者の雇用状況（七尾公共職業安定所調べ）　　（各年６月１日現在）

年	調査対象企業数	障害者雇用状況（実人数）				雇用率（%）
		身体	知的	精神	計	
平成24年	45	110	25	2	137	1.76
平成25年	49	113	25	4	142	1.72
平成26年	49	121	25	8	154	1.87
平成27年	51	97	32	8	137	1.91
平成28年	50	89	38	8	135	1.91
平成29年	53	98	36	14	148	2.10
平成30年	55	111	50	19	180	2.32
令和元年	55	116	49	23	188	2.35
令和2年	54	116	47	26	189	2.35

七尾公共職業安定所管内における障害者求職状況は、次の表19のとおりです。

表19　七尾公共職業安定所管内における求職状況（各年度末3月31日現在）　　（単位：人）

	合　計			うち 身体障害者			うち 知的障害者			うち 精神障害者			うち その他の障害者		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新規求職申込件数	152	167	179	36	37	44	18	16	19	93	104	104	5	10	12
紹介件数	255	269	280	52	59	71	22	18	11	177	185	177	4	7	21
就職件数	107	111	109	23	20	28	12	12	11	69	75	65	3	4	5
新規登録者数	73	71	66	15	18	19	12	9	8	41	39	34	5	5	5
年度末登録者数	765	737	792	327	290	301	150	143	148	268	283	315	20	21	28
有効求職者	114	115	110	33	36	30	18	16	13	61	57	60	2	6	7
就業中の者	498	547	569	221	231	232	106	113	115	159	191	205	12	12	17
保留中の者	153	75	113	73	23	39	26	14	20	48	35	50	6	3	4

2. 障害者が抱える課題

「障害のある人もない人も個人の尊厳が重んじられ、ともにきらめき、心の豊かさと幸せが実感できる地域づくり」を実現するためには、ともに支え合い、ともに生きがいのある生活を目指すことが必要です。

そのためには、障害の内容、程度、それぞれの障害特性や地域性の違いによっても異なる課題に柔軟に対応していくことが求められています。

（1）地域福祉の推進

「表１　人口及び世帯数の推移（国勢調査）」にみられるように、人口の減少傾向と同時に、少子高齢化が一層進んでいます。

障害のある人を家庭や地域で支援する力（自助･共助）が低下しないように地域コミュニティの活性化を図りながら、地域での助け合いと公的な支援（公助）が両輪となる地域福祉を推進していくことはとても重要です。

障害者福祉に関するアンケート調査の結果からは、介助が必要な障害のある人の多くが父母や兄弟などの家族の介助を受けています。

しかしながら、介助者の８割弱が50歳以上の方であり、介助する家族の高齢化が進んでいます。

また、障害に対する周囲の理解についても、「進んでいる」という回答は身体障害者で9.4%、知的障害者で12.8%、精神障害者で19.4%である一方、「進んでいるが不十分」や「まったく進んでいない」という回答の合計が、いずれの障害種別でも30%を超えています。

障害のある人もない人もともに生きる社会こそが自然な状態であるというノーマライゼーション思想や、心のバリアフリーという考え方を広めるとともに、地域における支え合いのしくみづくりを推進していく必要があります。

（2）居住福祉の充実

住居は人の暮らし・健康・福祉の基礎であるといわれており、リハビリテーション理念の具現化を目指す上でも、重要な位置を占めています。

障害者基本法でも、「全ての障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない」と定めています。

住宅のバリアフリー化やグループホーム等での暮らしは、障害の重度化を抑制する上で効果的とされており、障害のある人にやさしい住環境整備への取り組みや安心・安全な生活の拠点づくりを推進することが望まれています。

また、障害者の生活の質を高めるとともに、在宅での生活を推進し、家族などの介護負担の軽減を図るためには、居宅介護事業をはじめとした在宅サービスの充実や質の向上が重要であり、必要なときに適切なサービスが受けられる支援体制の構築が求められています。

誰にもやさしい環境へ

障害者、高齢者対応の七尾市営住宅

（3）保健・医療

障害のある人にとって、保健・医療の充実は健康の保持、障害の重度化を防ぐために欠かせないものです。

障害の種別によっては専門的な医療を必要とする場合もあり、適切な保健・医療の充実、必要なときに必要な情報やサービスを身近なところで受けられることが求められています。

健康診査の受診や健康相談を基本としながら、健康づくりへの関心を高め、自ら実践することも忘れてはならないことです。

健康で暮らすための情報の提供や、疾病の予防・早期発見のための取り組みが今後も重要になります。

健康づくり教室

健康診査

（4）就労の場の確保

障害の有無に関わらず働くことは、自立や社会参加を促進する上でとても重要です。

障害者の雇用に関しては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、法定雇用率達成に向けた取り組みなど各種施策が進められています。

これまでも、障害者の就労の場として、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等が整備され、社会参加が推進されてきました。

これからも、企業等に障害特性の正しい理解を深めてもらいながら、障害者の就業機会の拡大を図っていくことが重要です。

就労の様子

（5）社会参加の促進

障害のある人が、社会を構成する一員として地域の中でともに暮らし、あらゆる分野の活動に参加することができるよう、また、情報支援や文化活動、スポーツ・レクリエーション等の社会参加を通じて生活の質の向上が図れるよう、必要な生活環境の整備が求められています。

このため、バスやタクシー等による移動手段の確保や手すり・スロープ・トイレ等の設備を障害者のみならず、高齢者や子どもといった誰もが快適で利用しやすいように総合的に整備する必要があります。

すべての障害者があらゆる分野において自立した活動ができ、自己決定による社会参加の促進ができる環境整備の推進が重要です。

公共交通機関の環境整備（七尾駅バスターミナル）

点字案内板

点字ブロックの設置

第４章　施策体系と推進

1. 計画の施策体系

2. 計画の推進

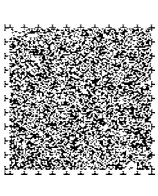

第４章　施策体系と推進

1. 計画の施策体系

この計画の施策体系は、次の８つの「大項目」に分類し、大項目に基づく具体的な施策と事業は、「中項目」に示します。この体系化により、関係分野の相互連携のもとに総合的な推進を図ります。

施　策　の　体　系

七尾市障害者計画

障害のある人もない人も個人の尊厳が重んじられ、ともにきらめき、心の豊かさと幸せが実感できる地域づくり

【大項目】	【中項目】
1 啓発・広報	（1）啓発・広報活動の推進 （2）福祉教育等の推進 （3）ボランティア活動の推進
2 生活支援	（1）地域福祉の推進 （2）居住福祉の充実 （3）相談支援体制の充実 （4）権利擁護等の推進
3 生活環境	（1）人にやさしいまちづくりの推進 （2）防災、防犯対策の推進
4 教育・育成	（1）相談支援体制の整備 （2）指導力の向上と研究の推進
5 雇用・就業	（1）障害者の雇用の場の拡大 （2）総合的な支援施策の推進
6 保健・医療	（1）障害の原因となる疾病等の予防 （2）精神保健の推進
7 情報・コミュニケーション	（1）情報バリアフリー化の推進 （2）ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ支援体制の充実
8 スポーツ・文化・社会参加	（1）障害者スポーツ、文化活動の参加促進 （2）社会参加の支援

2. 計画の推進

本計画は、障害者基本計画、いしかわ障害者プラン等の障害者計画や七尾市総合計画をはじめとする関係計画（七尾市地域福祉計画、七尾市老人福祉計画、七尾市介護保険事業計画、七尾市子ども・子育て支援事業計画、七尾市健康増進計画等）との整合を図りながら、自助、共助、公助の連携のもとに総合的に推進します。

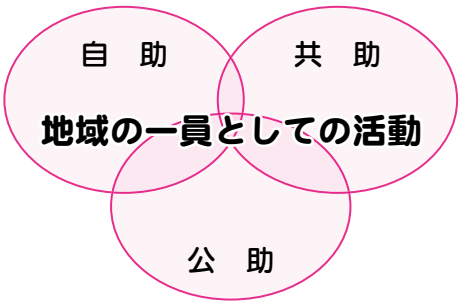

自助（＝ 本人や家族の自助努力）
共助（＝ 地域、ボランティア等の支え合い）
公助（＝ 公的・行政の援助サービス）

（1）七尾市障害者福祉団体連絡協議会

障害者、障害児等が個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会を推進していくための方策を協議する場として、七尾市障害者福祉団体連絡協議会が設置されています。

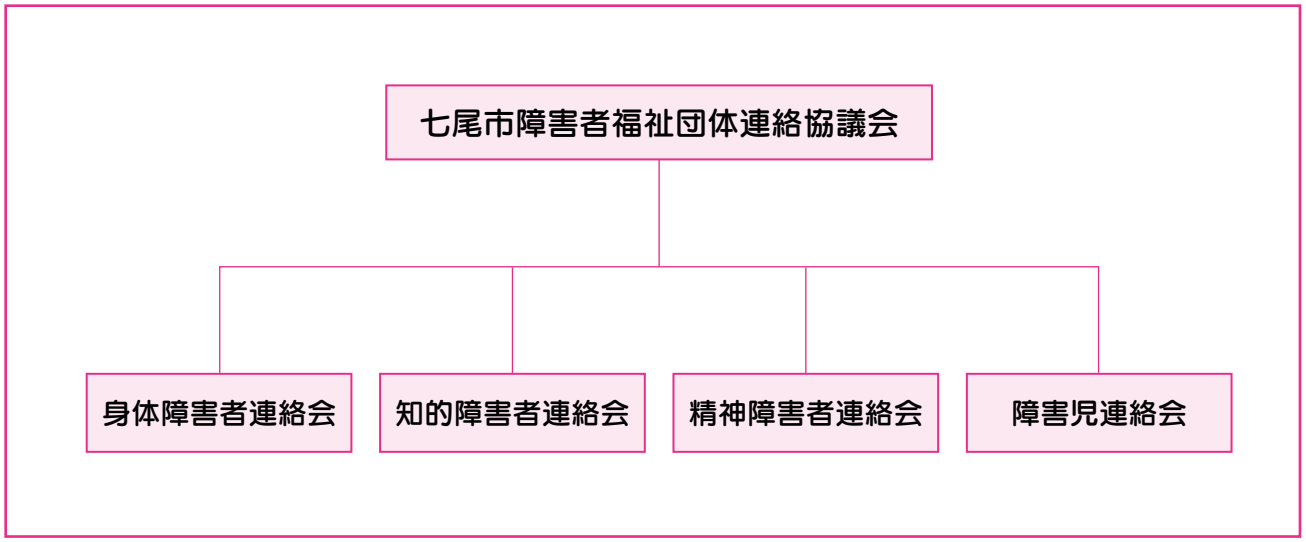

第５章　施策内容と重点施策

1. 啓発・広報
2. 生活支援
3. 生活環境
4. 教育・育成
5. 雇用・就業
6. 保健・医療
7. 情報・コミュニケーション
8. スポーツ・文化・社会参加

第５章　施策内容と重点施策

1. 啓発・広報

障害のある人が社会の一員として、地域の中でともに暮らしていく共生社会を実現していくためには、障害のある人を支援する様々な福祉施策を実施するだけでなく、市民一人ひとりが障害に対する理解を深め、偏見や差別、誤解等をなくしていかなければなりません。

そして、障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し、地域社会全体で支え合う体制の確立を図ることが必要です。

（1）啓発・広報活動の推進

No.	施　策　内　容
1	障害者福祉団体連絡協議会や七尾市・中能登町地域自立支援協議会との連携・協力を行い、障害に対する理解啓発の推進を図ります。
2	障害者福祉制度の情報や障害者団体、障害者支援団体等の活動内容の周知に関し、広報誌やホームページ、ケーブルテレビ等を積極的に活用します。
3	「七尾市障害者週間」（12月3日～9日）等、障害理解のための各種イベントを障害者が主体となって取り組み、より多くの市民に理解を求め、積極的な啓発を図ります。

（2）福祉教育等の推進

No.	施　策　内　容
1	小・中学校における教育活動を通じ、障害者に対する理解を深める福祉教育を積極的に推進します。
2	特別支援教育コーディネータ等による、小・中学校児童生徒への障害理解の啓発を推進します。
3	生活の拠点となる町会等の地域単位で、障害理解のための福祉講座を開催します。
4	各種公共サービス従事者に対して、障害の特性や必要な配慮等に関する理解の促進に努めます。

（3）ボランティア活動の推進

No.	施　策　内　容
1	障害への理解を深め、障害のある人を支援する人材を育成するためのボランティア養成講座を開催します。
2	障害者支援団体（サークル）等の活動やボランティアセンターへの登録を促進します。

★重点施策（再掲）

No.	施　策　内　容
1	障害者福祉団体連絡協議会や七尾市・中能登町地域自立支援協議会との連携・協力を行い、障害に対する理解啓発の推進を図ります。
2	生活の拠点となる町会等の地域単位で、障害理解のための福祉講座を開催します。
3	各種公共サービス従事者に対して、障害の特性や必要な配慮等に関する理解の促進に努めます。
4	障害への理解を深め、障害のある人を支援する人材を育成するためのボランティア養成講座を開催します。

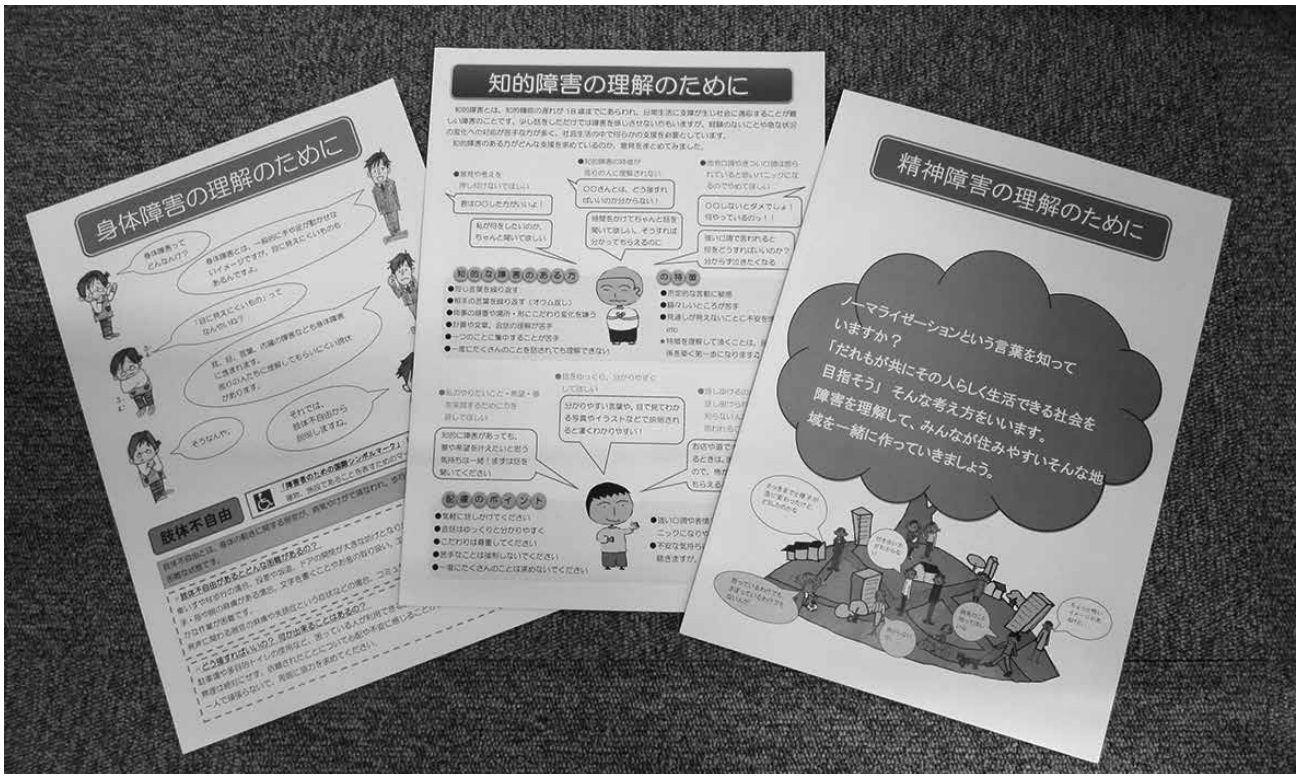

障害理解のためのパンフレット

障害理解の作品展示（障害者週間）

学校へ寄付するプランタン制作（つくしサークル）

2. 生活支援

障害のある人が地域社会で自立した生活を営めるように、地域福祉、居住福祉及び相談支援体制の充実を図ります。

暮らしの場を中心に、地域での支え合いや公的サービス、社会資源を活用し、個々の日常生活を送るために必要な要件を整えることが重要です。また、障害のある人やその家族等がかかえる問題や悩みに関する相談を解決していくための支援が必要です。

（1）地域福祉の推進

No.	施　策　内　容
1	支援を必要としている人を地域で支え合うしくみ（七尾市地域福祉ネットワーク）づくりを推進します。
2	地域の支え合いづくりについて、広く周知を行い、地域の理解と体制づくりを促進します。
3	生活・介護支援サポーター養成講座等の開催により、地域における支援者の養成を図ります。

生活・介護支援サポーター養成講座

【地域で支え合うしくみ（七尾市地域福祉ネットワーク）】

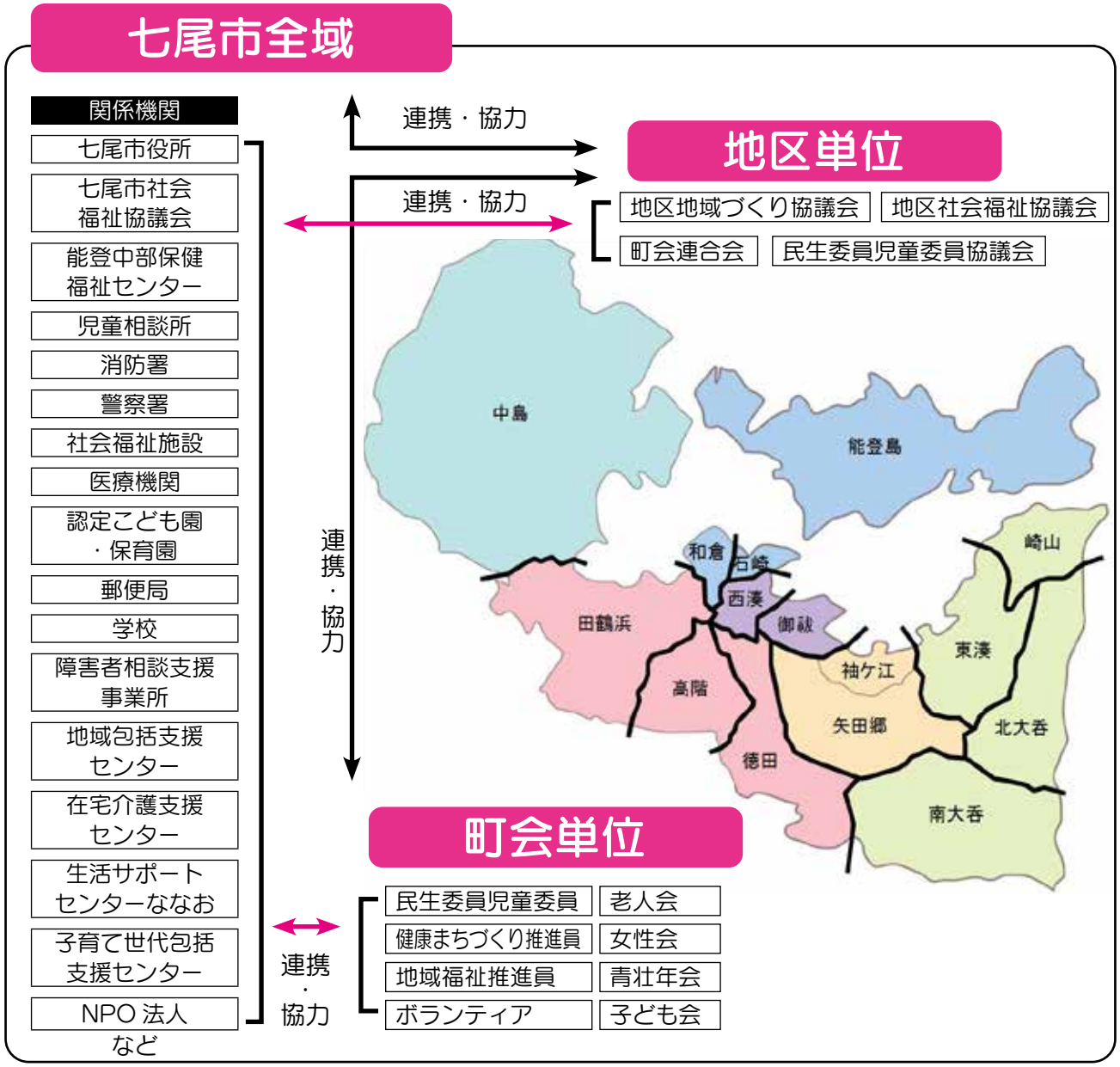

【町会単位】

町会が中心となって、さまざまな地域課題に対し、関係機関を活用しながら地域の実情に合わせた福祉活動を行います。

【地区単位】

地区地域づくり協議会、地区社会福祉協議会等が中心となって、町会単位で対応が難しいと考えられる地域課題に対し、解決に向けた取り組みなどの地域福祉を高める活動を行います。

【七尾市全域】

地区単位で対応が難しいと考えられる地域課題に対し、行政が中心となって、解決に向けた取り組みを行います。また、コーディネートは七尾市社会福祉協議会が中心となって行います。

（2）居住福祉の推進

【居住福祉から広がる障害福祉制度】

障害者総合支援法・児童福祉法のサービス体系図

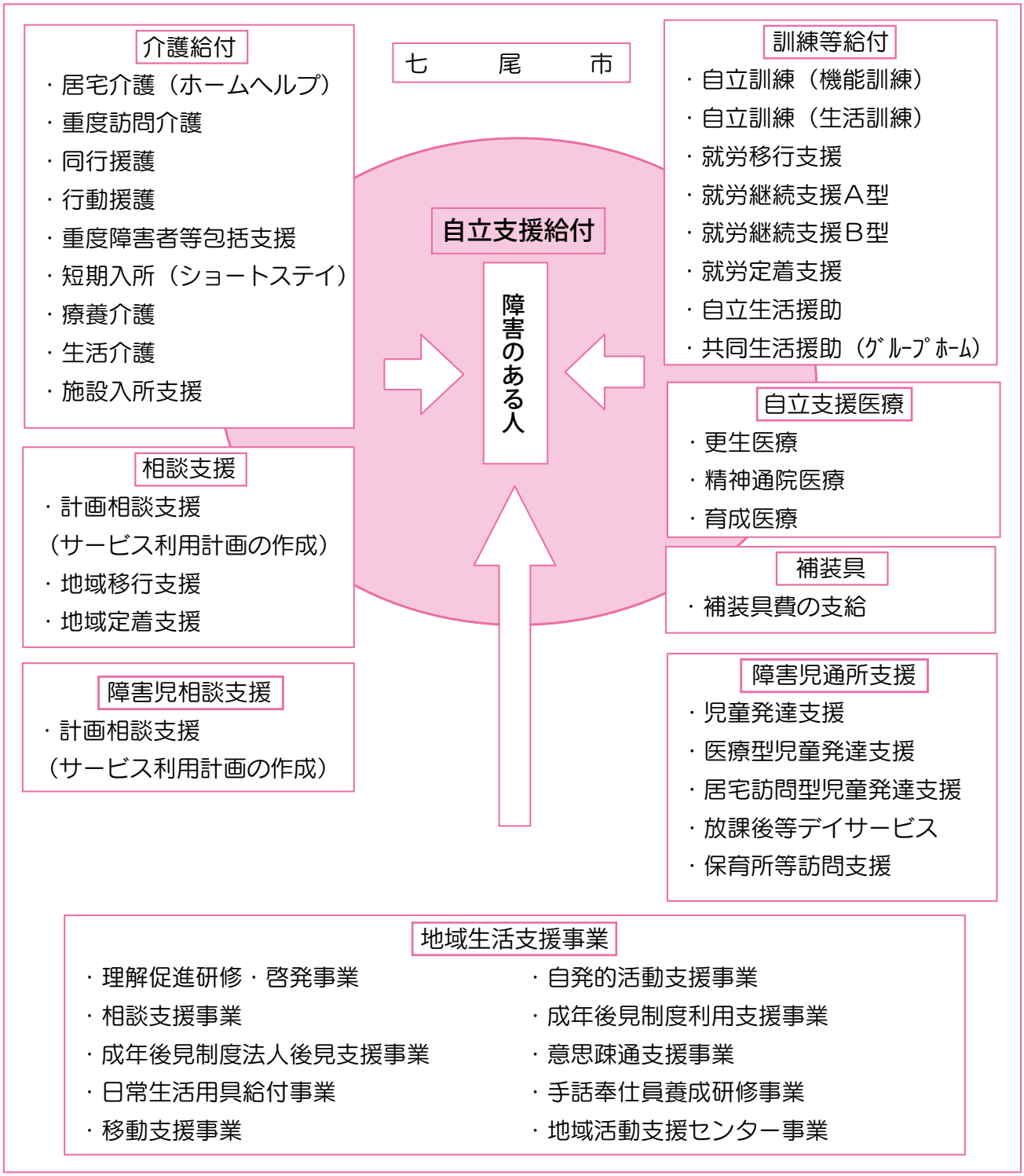

【介護給付】

No.	サービスの名称	内　　容
1	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴や排せつ、食事の介助等を行います。
2	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介助、外出時における移動支援などを総合的に行います。
3	同行援護	視覚障害により、移動が著しく困難な人の外出等に支援を行います。
4	行動援護	知的障害や精神障害で、一人での行動が難しい人に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
5	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
6	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
7	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
8	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
9	施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【訓練等給付】

No.	サービスの名称	内　　容
1	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行います。
2	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。
3	就労継続支援（Ａ型＝雇用型、Ｂ型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上にために必要な訓練を行います。

4	就労定着支援	就労に伴う、生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
5	自立生活援助	施設入所や共同生活援助を利用していた者に対し、円滑な地域生活にむけた定期的な巡回訪問や相談・助言等を行います。
6	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

【障害児通所支援】

No.	サービスの名称	内　　容
1	児童発達支援	就学前の児童に対し日常生活における基本的な動作等の指導を行います。
2	医療型児童発達支援	肢体不自由等がある児童に対し、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援を行います。
3	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を提供するため、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
4	放課後等デイサービス	就学児の放課後等において生活能力向上のための支援を行います。
5	保育所等訪問支援	障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう保育所等において支援を行います。

【自立支援医療】

No.	サービスの名称	内　　容
1	更生医療	腎臓、心臓機能障害等の障害を対象として医療費を助成します。
2	精神通院医療	統合失調症、うつ病等の疾患を対象に通院や服薬にかかる医療費を助成します。
3	育成医療	身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療費の助成を行います。

【補装具】

No.	サービスの名称	内　　容
1	補装具費の支給	障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ長期的にわたり継続して使用される義肢、装具、車いす等の補装具費の支給を行います。

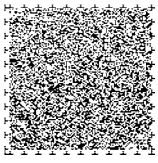

【地域生活支援事業】

No.	サービスの名称	内　　容
1	理解促進研修・啓発事業	障害のある人に対する理解を深めるための研修及びイベントや広報を行います。
2	自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民などが自発的に行う交流活動等を支援します。
3	相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。
4	成年後見制度利用支援事業	後見人制度の利用を支援し、障害のある人の権利を擁護します。
5	成年後見制度法人後見人支援事業	後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備します。
6	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記等を行う者の派遣などを行います。
7	日常生活用具給付事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付を行います。
8	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進を図るため、手話奉仕員を養成します。
9	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
10	地域活動支援センター事業	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等を図ります。
11	その他の日常生活又は社会生活支援	上記以外で、訪問入浴サービスや日中一時支援事業、自動車改造助成事業等を実施しています。

【その他障害福祉事業】

No.	サービスの名称	内　　容
1	自立支援型住宅リフォーム助成事業	在宅での浴室の改善や手すり、スロープ等の設置、段差の解消にかかる費用の一部を助成します。
2	福祉タクシー助成事業	タクシー利用料金の一部を助成します。
3	心身障害者（児）医療費助成事業	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されていて、一定の等級の方の医療費を助成します。
4	心身障害者扶養共済制度及び掛金助成制度	毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のことがあったとき障害のある人に終身一定額の年金を支給する制度です。
5	特別障害者手当	在宅で20歳以上の重度心身障害の方を対象に手当の支給をします。
6	障害児福祉手当	在宅で20歳未満の重度心身障害の方を対象に手当を支給します。
7	特別児童扶養手当	在宅で20歳未満の重・中度の心身障害児童を養育している方を対象に手当を支給します。
8	障害年金	年金加入中に傷病が原因で、一定の要件を満たす障害がある人に給付されます。
9	障害者温泉療養事業	一定の障害がある人に、指定温泉療養施設の利用料の一部を助成します。

（3）相談支援体制の充実

No.	施　　策　　内　　容
1	身近な相談窓口としての相談支援事業所の機能を強化し、相談支援体制の充実を図ります。
2	身体、知的障害者相談員等により、地域の相談支援体制の充実を図ります。
3	手話通訳士（者）を活用し、聴覚障害者の相談対応の充実を図ります。
4	七尾市・中能登町地域自立支援協議会を構成する関係機関や相談支援センター等との連携をより一層強化して、相談支援体制の充実を図ります。

（4）権利擁護等の推進

No.	施　策　内　容
1	障害者への虐待防止対応窓口である、「障害者虐待防止センター」を設置し、虐待の相談・対応等を行うとともに、虐待防止への取り組みを推進します。
2	障害者差別解消支援地域協議会を設置し、地域における障害を理由とする差別の解消に向けた取組みを推進します。
3	障害等により判断能力が不十分な者による成年後見制度の適正な利用を促進するため、後見等の業務を行う人材の育成及び活用を図るための研修会等の機会の確保に努めます。

★重点施策（再掲）

No.	施　策　内　容
1	支援を必要としている人を地域で支え合うしくみ（七尾市地域福祉ネットワーク）づくりを推進します。
2	手話通訳士（者）を活用し、聴覚障害者の相談対応の充実を図ります。
3	七尾市・中能登町地域自立支援協議会を構成する関係機関や相談支援センター等との連携をより一層強化して、相談支援体制の充実を図ります。
4	障害者差別解消支援地域協議会を設置し、地域における障害を理由とする差別の解消に向けた取組みを推進します。

要約筆記啓発講座

3. 生活環境

誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザイン（※3）に配慮した生活環境の整備に努めます。

このため、障害者、高齢者等すべての人が安心して生活し、社会参加できるよう、道路や公共交通機関、建築物等の生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、目的地まで連続したバリアフリー環境の整備を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」（※4）に沿って推進します。

また、防災、防犯対策の充実を図り、障害者が安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

※3　ユニバーサルデザイン

障害がある人・ない人の区別なく、全ての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された造形、設計のこと。

※4　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）

高齢者、障害者などの円滑な移動及び建築物等の円滑な利用を確保するため、旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者や障害者などが計画段階から参加して、これら施設の一体的な整備を推進するための措置などを定めている。

（1）人にやさしいまちづくりの推進

No.	施　策　内　容
1	車道と歩道の段差解消、歩道の幅員確保及び視覚障害者誘導用ブロックの整備に努めます。
2	道路において、歩行の妨げとなる自動車、自転車等の障害物放置防止への啓発を進めます。
3	地域において障害者が安全で快適に移動できるよう、公共バス、交通機関、交通ターミナル、交通信号機等のバリアフリー化への改善について、関係機関や交通事業者等と協議し、整備に努めます。
4	すべての人にやさしい、公共施設の整備に努めます。

（2）防災、防犯対策の推進

No.	施　策　内　容
1	避難行動要支援者避難支援制度において、自主防災組織を含めた町会への理解、協力を求め、避難、情報伝達網等のネットワークを構築し、障害者情報網の整備を図ります。
2	災害時において、緊急防災情報告知システム、ケーブルテレビ及び各放送事業者からの情報について、障害特性に配慮した適切な情報の提供に努めます。
3	災害時の障害特性に応じた避難場所（福祉避難所）の確保及び心身の健康保持や情報保障のための対応として専門職員の配置に努めます。
4	消費生活センターと障害者の相談機関等との連携を強化し、見守りの担い手育成や障害特性に配慮した相談支援、消費者被害の未然防止、早期発見・早期解決に向けた対応に努めます。

★重点施策（再掲）

No.	施　策　内　容
1	避難行動要支援者避難支援制度において、自主防災組織を含めた町会への理解、協力を求め、避難、情報伝達網等のネットワークを構築し、障害者情報網の整備を図ります。
2	災害時において、緊急防災情報告知システム、ケーブルテレビ及び各放送事業者からの情報について、障害特性に配慮した適切な情報の提供に努めます。
3	災害時の障害特性に応じた避難場所（福祉避難所）の確保及び心身の健康保持や情報保障のための対応として専門職員の配置に努めます。
4	消費生活センターと障害者の相談機関等との連携を強化し、見守りの担い手育成や障害特性に配慮した相談支援、消費者被害の未然防止、早期発見・早期解決に向けた対応に努めます。

4. 教育・育成

障害のある子どもの全てのライフステージにおいて、一人ひとりのニーズに応じた、きめ細やかな支援を行うことで、その可能性を最大限に伸ばし、将来、社会的に自立した生活ができる力を養い蓄えていくことを支援します。

乳幼児期からの早期対応として、発達段階に応じて関係機関が連携し、適切な役割のもとで、それぞれの障害や適性にあった個別支援を行い、個々のニーズに合わせた効果的な支援体制の整備を推進します。

（1）相談支援体制の整備

No.	施　策　内　容
1	障害者（児）における相談業務について、関係部署や公的機関との連携を図り、一貫した相談支援体制の充実を図ります。
2	一人ひとりの発達の状況に応じて、乳幼児期から学齢期、就労期まで保健、教育、就労、医療、福祉の関係機関が連携しながら、継続した相談・支援が行える体制の整備を図ります。

（2）指導力の向上と研究の推進

No.	施　策　内　容
1	小・中学校において特別支援学級に在籍する児童生徒と通常学級に在籍する児童生徒の交流学習を実施し、障害のある児童生徒に対する理解と認識を深めるための指導を推進します。
2	インクルーシブ教育（※5）の理念を踏まえ、障害児保育や特別支援教育に関する研修会等への参加等を促進し、指導力の向上を図ります。

★重点施策（再掲）

No.	施　策　内　容
1	障害者（児）における相談業務について、関係部署や公的機関との連携を図り、一貫した相談支援体制の充実を図ります。
2	インクルーシブ教育（※5）の理念を踏まえ、障害児保育や特別支援教育に関する研修会等への参加等を促進し、指導力の向上を図ります。

※5　インクルーシブ教育

障害のある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育支援を通常の学級で行う教育

小学生向け出前手話講座

だれもが学びやすい学校環境へ

5. 雇用・就業

雇用・就業は、障害のある人が自立・社会参加をしていくために重要であり、その能力を最大限に発揮し、社会経済活動に参加することは障害のある人だけに限らず、地域社会にとっても有益なことです。

国においての障害者の雇用就業対策としては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき各種の施策が講じられていますが、障害者福祉に関するアンケート調査結果では、「収入を得る仕事をしている」という回答は22%となっており、今後も、障害特性を踏まえた就労促進のための環境整備を図ることが必要です。

障害者の雇用の場の拡大や、障害や病気があっても、能力や特性に応じた働き方ができるように、公共職業安定所や 障害者就業・生活支援センター（※6）等との連携を図りながら、障害者の求職活動や職場定着を支援していきます。

※6　障害者就業・生活支援センター

障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された社会福祉法人、NPO法人などで、障害者が職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活または社会生活上の支援を行う。

（1）障害者の雇用の場の拡大

No.	施　策　内　容
1	企業等に対し障害特性の理解啓発を行うとともに、障害者の法定雇用率の確保を推進します。
2	支援者の専門性の向上を図り、障害特性に応じたさまざまな雇用形態の活用等により就業機会の拡大を図ります。

（2）総合的な支援施策の推進

No.	施　策　内　容
1	ハローワークや障害者就業・生活支援センターを始めとする地域の関係機関が密接に連携して、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を推進します。
2	障害者の職場への適応を促進するため、本人及び事業主に対し、職場適応援助者（ジョブコーチ）による直接的・専門的な支援を行うとともに、地域の就労支援機関と連携をしながら、継続的な職場定着支援を実施します。
3	障害者に対し、雇用に関する情報提供を行い、公共職業安定所への雇用登録など、意思決定のための支援を推進します。
4	七尾市・中能登町地域自立支援協議会（しごとの部会）において、障害者の雇用に向けた面接指導や体験型職場実習制度等の取り組みを実施し、本人や支援者の能力向上並びに、障害者に対する事業主側の理解の促進を図ります。
5	「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、毎年度「七尾市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図ります。

★重点施策（再掲）

No.	施　策　内　容
1	企業等に対し障害特性の理解啓発を行うとともに、障害者の法定雇用率の確保を推進します。
2	ハローワークや障害者就業・生活支援センターを始めとする地域の関係機関が密接に連携して、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を推進します。
3	七尾市・中能登町地域自立支援協議会（しごとの部会）において、障害者の雇用に向けた面接指導や体験型職場実習制度等の取り組みを実施し、本人や支援者の能力向上並びに、障害者に対する事業主側の理解の促進を図ります。
4	「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、毎年度「七尾市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図ります。

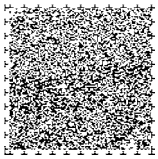

6. 保健・医療

障害のある人が持てる能力を発揮し、生活していく上で、保健・医療の果たす役割は大きく、障害の重度化に対する予防等の施策の充実が重要です。

疾病等の予防や早期発見、重症化を防ぐための取組みが重要であり、規則正しい生活習慣、自分の心と身体に関心を持ち、健康状態に応じた生活を送ることが大切です。

（1）障害の原因となる疾病等の予防

No.	施　策　内　容
1	健康づくりの普及啓発や健康診査の受診勧奨を行い、疾病の早期発見を図ります。健康診査受診後などに個々への指導を実施し、生活習慣病の重症化による障害の予防を図ります。
2	障害のある児童への早い段階での気づきや早期支援を通し、障害の軽減や基本的な社会生活の向上を図ります。 保護者に対しては、子どもの成長にかかる不安や療育に関する相談対応や必要に応じて専門機関への紹介や家庭訪問等を行うなど、切れ目のない支援を実施します。

（2）精神保健の推進

No.	施　策　内　容
1	心の教育に関するスクールカウンセラーの全校配置及びスクールソーシャルワーカーの派遣等専門家チームを活用し、教育相談体制の充実を図ります。
2	心のケアに関する健康講座を開催し、心の健康づくりを図ります。ゲートキーパー研修を開催し、市民が周囲の人の変化に気づく、話を聴く、関係機関につなげる等を推進します。
3	心の健康相談日や電話による随時の相談に応じ、早期の相談支援を実施します。

★重点施策（再掲）

No.	施　策　内　容
1	健康づくりの普及啓発や健康診査の受診勧奨を行い、疾病の早期発見を図ります。健康診査受診後などに個々への指導を実施し、生活習慣病の重症化による障害予防を図ります。
2	障害のある児童への早い段階での気づきや早期支援を通し、障害の軽減や基本的な社会生活の向上を図ります。 保護者に対しては、子どもの成長にかかる不安や療育に関する相談対応や必要に応じて専門機関への紹介や家庭訪問等を行うなど、切れ目のない支援を実施します。
3	心のケアに関する健康講座を開催し、心の健康づくりを図ります。ゲートキーパー研修を開催し、市民が周囲の人の変化に気づく、話を聴く、関係機関につなげる等を推進します。

栄養のことを分かりやすく

7. 情報・コミュニケーション

障害者が、必要なときに必要な情報を適切に得られるよう情報提供の支援体制の整備を促進します。

（1）情報バリアフリー化の推進

No.	施策内容
1	講演会やイベント等で手話通訳士（者）や要約筆記者の設置を推進します。
2	音声案内、点字、手話通訳、字幕放送、わかりやすい表示等を普及させ、障害者に配慮した情報のバリアフリー化を推進します。
3	音声による情報を得ることができない聴覚障害者等に対し、災害情報を防災メールやFAXにより提供します。
4	選挙等において、障害のある人がその権利を円滑に行使できるよう、障害特性に配慮した情報提供の充実に努めます。

（2）コミュニケーション支援体制の充実

No.	施策内容
1	手話通訳士（者）・要約筆記者の派遣体制の充実を図ります。
2	視覚障害者や聴覚障害者、支援者等を対象とした個別相談会や勉強会等を開催し、コミュニケーション支援の充実を図ります。

★重点施策（再掲）

No.	施策内容
1	講演会やイベント等で手話通訳士（者）や要約筆記者の設置を推進します。
2	音声案内、点字、手話通訳、字幕放送、わかりやすい表示等を普及させ、障害者に配慮した情報のバリアフリー化を推進します。
3	手話通訳士（者）・要約筆記者の派遣体制の充実を図ります。

手話や要約筆記による情報伝達支援

手話奉仕員養成講座

8. スポーツ・文化・社会参加

誰もがスポーツや文化活動を楽しむことができる機会を持つことはとても大切なことであり、障害のある人の健康増進と生きがいの創造に向けて、生涯スポーツ、レクリエーション、文化活動への参加を進めます。

また、障害のある人の社会参加等を支援することも大切なことです。

（1）障害者スポーツ、文化活動の参加促進

No.	施　策　内　容
1	健康増進と生きがいづくりのため、生涯スポーツやレクリエーション、文化活動への取り組みを推進します。
2	創作活動での取り組みや作品等を発表する機会を提供します。
3	石川県障害者スポーツ大会等への参加者拡大を図ります。
4	身近な地域のイベントに参加する機会の増大を図ります。
5	障害者向けのレクリエーションやスポーツを指導する人材の養成に努めます。

（2）社会参加の支援

No.	施　策　内　容
1	障害の特性を理解し、社会参加を支援する人材を育成します。
2	福祉教育を推進し、社会的包摂（ソーシャルインクルージョン（※7））の意識啓発を行います。

※7　ソーシャルインクルージョン

障害者をはじめ、社会的に弱い立場にある人々を排除・孤立させるのではなく、社会の中で共に支え合い生活していこうという考え方。

★重点施策（再掲）

No.	施　策　内　容
1	健康増進と生きがいづくりのため、生涯スポーツやレクリエーション、文化活動への取り組みを推進します。
2	創作活動での取り組みや作品等を発表する機会を提供します。
3	身近な地域のイベントに参加する機会の増大を図ります。

風船バレーボール大会

地域行事における販売活動（七尾特別支援学校）

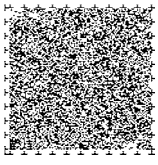

第６期
七尾市障害福祉計画

スマイルサポートプラン

第６期　七尾市障害福祉計画　スマイルサポートプラン

第１章　計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の期間
3. 計画の範囲
4. 計画の位置づけ
5. 計画策定の方法

第１章　計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

障害者総合支援法の「すべての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重されるものである」という理念の実現のため、平成 18 年度以降、5 期にわたり、七尾市障害福祉計画を策定し、その推進に取り組んできました。

また、平成 30 年度に施行された障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、障害児福祉計画の策定が義務付けされたことを踏まえ、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即し、地域において必要な各種サービスが計画的に提供されるよう、各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

2. 計画の期間

計画期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とします。

ただし、必要に応じて適宜見直しを行います。

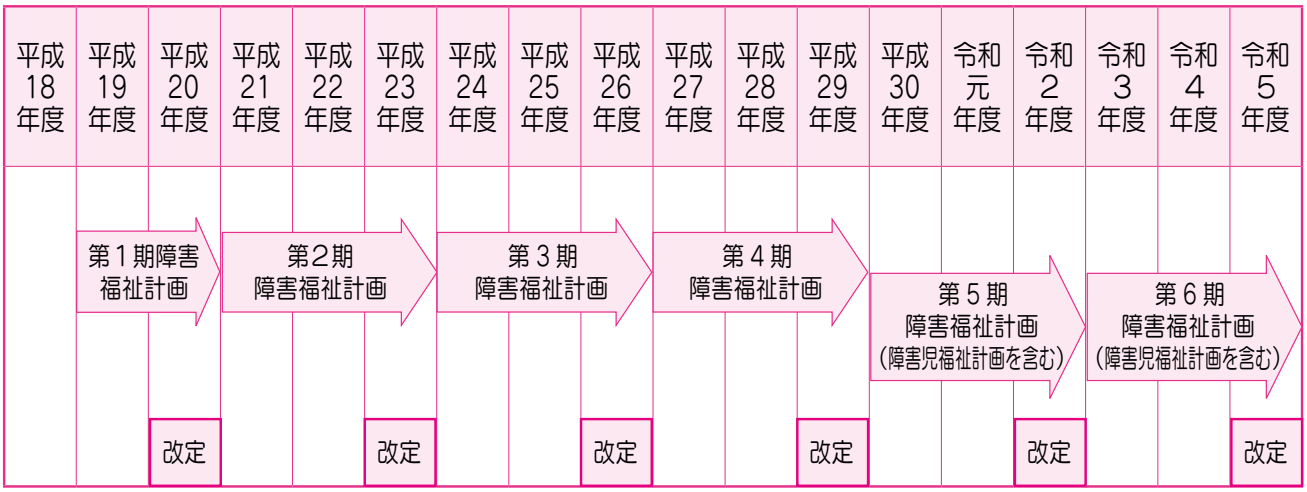

3. 計画の範囲

本計画では、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る令和５年度末の数値目標及びサービス種類ごとの必要な量の見込み等を設定します。

訪問系サービス

- ○ 居宅介護（ホームヘルプ）
- ○ 重度訪問介護
- ○ 同行援護
- ○ 行動援護
- ○ 重度障害者等包括支援

日中活動系サービス

- ○ 生活介護
- ○ 自立訓練（機能訓練）（生活訓練）
- ○ 就労移行支援
- ○ 就労継続支援（Ａ型）（Ｂ型）
- ○ 就労定着支援
- ○ 療養介護
- ○ 短期入所

居住系サービス

- ○ 自立生活援助
- ○ 共同生活援助（グループホーム）
- ○ 施設入所支援

相 談 支 援

- ○ 計画相談支援
- ○ 地域移行支援
- ○ 地域定着支援

地域生活支援事業

- ○ 各種支援事業

障害児支援

- ○ 障害児相談支援
- ○ 児童発達支援
- ○ 医療型児童発達支援
- ○ 居宅訪問型児童発達支援
- ○ 放課後等デイサービス
- ○ 保育所等訪問支援

4. 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第 33 条に規定する市町村障害児福祉計画を一体の計画として策定するものです。

七尾市総合計画の部門別計画として位置づけ、国や県が定めた計画や、第 5 次七尾市障害者計画のほか各種計画等との整合・連携を図ります。

5. 計画策定の方法

本計画の策定は、「第 5 次 七尾市障害者計画」と同様（4 ページ参照）の方法で実施しました。

（1）アンケートによるニーズ調査の実施

アンケート調査では、利用しているサービスや今後利用したいサービスについて、また、地域生活や就労に係る課題等について調査しました。

（2）七尾市におけるサービス利用実績等の分析

七尾市におけるサービス利用実績等の分析を行い、計画の見込量等を推計しました。

（3）七尾市・中能登町地域自立支援協議会の意見集約

地域自立支援協議会が法律上位置づけられており、計画の策定にあたり、七尾市・中能登町地域自立支援協議会に意見を求めました。

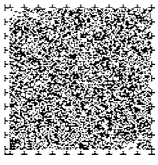

第２章　基本理念

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
3. 地域生活移行、就労支援
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障害児の健やかな育成のための発達支援
6. 障害福祉人材の確保
7. 障害者の社会参加を支える取組

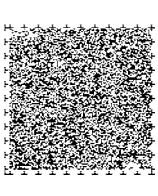

第 2 章　基本理念

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とします。

2. 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害福祉サービス等の対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む）及び難病患者等であって 18 歳以上の者並びに障害児とし、制度の周知や障害福祉サービス等の提供体制、相談支援体制の連携強化を図ります。

3. 地域生活移行、就労支援

障害者等の自立支援を推進するという観点から、地域生活への移行や就労支援のための方策を充実させることが重要です。

そのため、障害者等の生活を社会全体で支えるシステムの構築を実現し、身近な地域での障害福祉サービスの拠点づくりやボランティア、地域福祉ネットワークといった社会資源を最大限に活用し、すべての障害者等が社会を構成する一員として地域の中で安心して暮らすことができるよう、各分野の取り組みを総合的に実施します。

4. 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりを推進します。

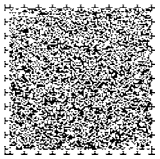

5. 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うにあたっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要であり、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、地域の支援体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

6. 障害福祉人材の確保

将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供するためには、これを担う人材を確保する必要があります。そのために必要な研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働き甲斐のある職場であることの周知など、関係機関が連携して取り組みます。

7. 障害者の社会参加を支える取組

障害者の地域における社会参加を促進するために、障害者の多様なニーズを踏まえて支援します。

第３章　成果目標

1. 国の基本指針
2. 目標値

第３章　成果目標

1. 国の基本指針

国の基本指針においては、障害のある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、令和５年度を目標年度とする障害福祉計画において、必要な障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保について、次に掲げる事項を目標として設定することとされています。

【国が示す目標事項】

（1）施設入所者の地域生活への移行
（2）地域生活支援拠点等の機能充実
（3）福祉施設から一般就労への移行
（4）障害児支援の提供体制の整備
（5）相談支援体制の充実・強化
（6）障害福祉サービスの質の向上

2. 目標値

（1）施設入所者の地域生活への移行

【国が示す目標値】

①令和元年度末時点の施設入所者数の6％以上を地域生活へ移行する。
②施設入所者を令和元年度末時点から1.6％以上削減する。

【計画の目標値】

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点において福祉施設に入所している障害のある人（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人の数を見込み、その上で、令和５年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定します。

項　　目		数　値	備　　考
令和元年度末の入所者数（A）		152人	令和元年度末の施設入所者数
目標	地域生活移行者数	10 人 6.6%	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数 （割合については、地域生活移行者数を施設入所者数で除した値）
	令和５年度末の入所者数（B）	149人	令和５年度末の施設入所者数見込み
	入所者数削減見込（A － B）	3 人 20 %	差引減少見込み数・削減率

令和５年度末の施設入所者数を149人と見込み、令和元年度末の施設入所者数152人から３人削減し、地域生活移行者数の目標値を10人とします。

（2）地域生活支援拠点等の機能充実

【国が示す目標】

圏域にひとつ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能充実のため、年１回以上運用状況を検証、検討する。

【計画の目標】

目標	七尾市・中能登町地域生活支援拠点等において運用状況の検証及び検討をする

（3）福祉施設から一般就労への移行

【国が示す目標値】

①令和５年度末において福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とし、併せて各事業を通じた移行者数をそれぞれ以下のとおりとする。

・就労移行支援事業　　1.30倍以上

・就労継続支援事業Ａ型　　1.26倍以上

・就労継続支援事業Ｂ型　　1.23倍以上

②令和５年度において一般就労移行者の就労定着支援事業利用者割合を７割以上とする。

③令和５年度末において就労定着率が８割以上の就労定着支援事業所を全体の７割以上とする。

【計画の目標値】

項　　目		数　値	備　　考
令和元年度の一般就労移行者数（※）		４人	令和元年度において福祉施設利用から、一般就労した者の数
		１人	うち、就労移行支援事業を通じて一般就労した者の数
		２人	うち、就労移行支援事業Ａ型を通じて一般就労した者の数
		１人	うち、就労移行支援事業Ｂ型を通じて一般就労した者の数
目標	令和５年度の一般就労移行者数	７人 1.75倍	令和５年度における福祉施設利用から、一般就労した者の数 （増加率は令和元年度の一般就労移行者数（※）との比較）
		２人 2.00倍	うち、就労移行支援事業を通じて一般就労した者の数 （増加率は令和元年度の一般就労移行者数（※）との比較）
		３人 1.50倍	うち、就労移行支援事業Ａ型を通じて一般就労した者の数 （増加率は令和元年度の一般就労移行者数（※）との比較）
		２人 2.00倍	うち、就労移行支援事業Ｂ型を通じて一般就労した者の数 （増加率は令和元年度の一般就労移行者数（※）との比較）
	一般就労移行者における就労定着支援事業利用者割合　70%		
	就労定着率80%以上の就労定着支援事業所の割合　70%		

令和5年度末における一般就労への移行者を7人とし、令和元年度実績の1.75倍を目標とします。

そのうち、就労移行支援事業を通じた移行者数は、2人（令和元年度実績の2.0倍）、就労継続支援事業Ａ型を通じた移行者数は、3人（同1.5倍）、就労継続支援事業Ｂ型を通じた移行者数は、2人（同2.0倍）を目標とします。

令和5年度における一般就労移行者の就労定着支援事業利用者割合7割以上を目標とします。

令和5年度末における就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所を全体の7割以上を目標とします。

（4）障害児支援の提供体制の整備

【国が示す目標】

①令和５年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１カ所以上確保し（市町村単独での確保が困難な場合は、圏域での確保も可）、また、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

②令和５年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１カ所以上確保することを基本とする。（市町村単独での確保が困難な場合は、圏域での確保も可）

③医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和５年度末までに、各市町村において保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。（市町村による単独設置が困難な場合には、圏域での設置も可）

【計画の目標】

目標	児童発達支援センターを１カ所以上確保し、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する
	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を１カ所以上確保する
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置し、コーディネーターを配置する

（5）相談支援体制の充実・強化

【国が示す目標】

令和５年度末までに、各市町村または圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

【計画の目標】

目標	関係機関が相談支援に関する検証・評価を行うための協議の場を確保する

（6）障害福祉サービス等の質の向上のための取組に係る体制の構築

【国が示す目標】

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和５年度末までに、サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

【計画の目標】

目標	関係機関が連携し、各種研修に関する情報共有・参加促進のための体制を構築する

第４章　障害福祉サービス

1. 基盤整備の基本的な考え方

2. 障害福祉サービス及び障害児通所支援等の利用状況

3. 障害福祉サービス及び障害児通所支援等の見込量

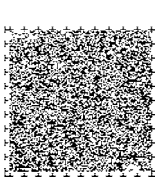

第４章　障害福祉サービス

1. 基盤整備の基本的な考え方

障害福祉サービスを提供する基盤整備にあたっては、第２章の基本理念を踏まえ、以下の点を考慮して見込量を算定し、計画的な整備を推進します。

（1）訪問系サービスの充実

地域での生活を支援するため、居宅介護（ホームヘルプ）や同行援護等の在宅での生活を支援する訪問系サービスの充実を図ります。

（2）日中活動系サービスの充実

昼間の活動を支援するため、生活介護や自立訓練、就労移行支援等の日中活動系サービスの充実を図ります。

（3）グループホーム等の充実及び地域生活支援の体制づくり

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域での暮らしの安心感を担保し、地域生活への移行を推進します。

（4）福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

2. 障害福祉サービス及び障害児通所支援等の利用状況

（1）訪問系サービス

主に自宅で日常生活の支援や介護を受けるサービスです。

七尾市においては、居宅介護と同行援護の利用があり、どちらも増加傾向にあります。

【訪問系サービスの利用実績】

			平成30年度 平成31年3月利用実績	令和元年度 令和2年3月利用実績	令和2年度 令和2年10月利用実績
居宅介護（ホームヘルプ）	見込	時間分	765	804	844
		人	70	73	77
	実績	時間分	809	695	639
		人	63	64	67
重度訪問介護	見込	時間分	250	250	250
		人	1	1	1
	実績	時間分	426	425	425
		人	1	1	1
同行援護	見込	時間分	44	48	52
		人	11	12	13
	実績	時間分	55	56	49
		人	9	12	9
行動援護	見込	時間分	0	0	0
		人	0	0	0
	実績	時間分	0	0	0
		人	0	0	0
重度障害者等包括支援	見込	時間分	0	0	0
		人	0	0	0
	実績	時間分	0	0	0
		人	0	0	0

（2）日中活動系サービス

生活介護･療養介護･短期入所は、主に施設で入浴、排せつ、食事の介護を受けるサービスです。

また、自立訓練・就労移行支援・就労継続支援は、身体機能や生活能力を高め、また就業に必要な技術や能力を身につけるための訓練を行うサービスです。

就労意欲の向上や新規事業所の参入等により、就労継続支援（Ｂ型）の利用が増加しており、自立訓練や短期入所も増加傾向にあります。

【日中活動系サービスの利用実績】

			平成30年度 平成31年3月利用実績	令和元年度 令和2年3月利用実績	令和2年度 令和2年10月利用実績
生活介護	見込	人日分	3,816	3,854	3,893
		人	187	189	191
	実績	人日分	3,780	3,726	4,067
		人	186	187	200
自立訓練（機能訓練）	見込	人日分	473	478	483
		人	30	40	40
	実績	人日分	441	437	328
		人	31	29	25
自立訓練（生活訓練）	見込	人日分	69	71	73
		人	6	6	6
	実績	人日分	75	132	131
		人	8	10	11
宿泊型自立訓練	見込	人日分	183	214	214
		人	6	7	7
	実績	人日分	186	217	152
		人	6	7	6
就労移行支援	見込	人日分	198	198	198
		人	11	11	11
	実績	人日分	138	168	105
		人	7	9	5

就労継続支援（A型）	見込	人日分	443	531	638
		人	21	25	30
	実績	人日分	476	494	363
		人	22	23	18
就労継続支援（B型）	見込	人日分	2,584	2,610	2,636
		人	148	149	151
	実績	人日分	2,804	2,941	3,102
		人	163	162	170
就労定着支援	見込	人分	3	3	3
	実績	人分	0	0	0
療養介護	見込	人分	19	19	19
	実績	人分	21	23	24
短期入所	見込	人日分	192	196	200
		人	22	22	23
	実績	人日分	204	231	210
		人	19	19	25

「人日分」＝「月間の利用人員」×「一人一月あたりの平均利用日数」

（3）居住系サービス

入所施設で入浴や排せつ、食事の介護などを提供するサービスです。

施設入所支援は横ばいで、共同生活援助（グループホーム）は増加傾向にあります。

【居住系サービスの利用実績】

			平成30年度 平成31年3月利用実績	令和元年度 令和2年3月利用実績	令和2年度 令和2年10月利用実績
自立生活援助	見込	人分	3	3	3
	実績	人分	0	6	4
共同生活援助（グループホーム）	見込	人分	70	71	72
	実績	人分	69	67	72
施設入所支援	見込	人分	162	161	159
	実績	人分	155	152	154

（4）相談支援（サービス等利用計画の作成）

相談支援事業所において、利用者に合わせたサービス等利用計画の作成や地域生活に移行するための支援を行います。

原則として､全てのサービス利用者に対しサービス等利用計画を作成することになっています。

【相談支援（サービス等利用計画の作成）実績】

			平成30年度 平成31年3月利用実績	令和元年度 令和2年3月利用実績	令和2年度 令和2年10月利用実績
計画相談支援	見込	人分	103	113	125
	実績	人分	110	139	144
地域移行支援	見込	人分	3	3	4
	実績	人分	3	1	3
地域定着支援	見込	人分	13	14	16
	実績	人分	7	8	11

（5）障害児通所支援等サービス

18歳未満の障害児に対し、生活能力の向上のための支援等を行うサービスです。

放課後等デイサービス事業所の新規参入等に伴い、利用量は増加傾向にあります。

【障害児通所支援等サービス実績】

			平成30年度 平成31年3月利用実績	令和元年度 令和2年3月利用実績	令和2年度 令和2年10月利用実績
障害児相談支援	見込	人分	16	19	23
	実績	人分	16	20	16
児童発達支援	見込	人日分	38	42	46
		人	3	4	4
	実績	人日分	21	98	55
		人	2	8	6
医療型児童発達支援	見込	人日分	0	0	0
		人	0	0	0
	実績	人日分	0	0	0
		人	0	0	0
放課後等デイサービス	見込	人日分	778	817	858
		人	54	57	59
	実績	人日分	934	1,006	1,088
		人	58	62	64
保育所等訪問支援	見込	人日分	0	0	0
		人	0	0	0
	実績	人日分	0	0	0
		人	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	見込	人日分	0	0	0
		人	0	0	0
	実績	人日分	0	0	0
		人	0	0	0

3. 障害福祉サービス及び障害児通所支援等の見込量

これまでの利用実績を踏まえ、障害福祉サービスを提供する事業所の動向や制度改正等を考慮し、計画期間において必要となる障害福祉サービス及び障害児通所支援等の見込量を算定しています。

（1）訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）や同行援護といった地域での生活を支援するための障害福祉サービスは、今後も利用が増加していくものと見込まれます。

アンケート調査においても、現在利用のない多くの方が、今後サービスを利用したいと回答しており、引き続きサービスの提供体制の確保に努めます。

また、障害者の高齢化も進んでおり、相談支援専門員とケアマネージャーとの連携強化等により、介護保険制度等へのサービス移行について円滑化を図ります。

【訪問系サービス見込量】

		令和３年度	令和４年度	令和５年度
居宅介護（ホームヘルプ）	時間分	621	671	725
	人	62	65	69
重度訪問介護	時間分	420	420	420
	人	1	1	1
同行援護	時間分	40	42	45
	人	8	9	9
行動援護	時間分	0	0	0
	人	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間分	0	0	0
	人	0	0	0

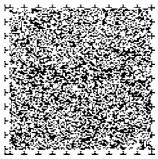

（2）日中活動系サービス

入所施設から地域生活への移行者等の利用を見込み、それらを考慮したサービス量の確保に努めます。

また、就労系サービスについては、就労意欲の高まりや、事業者の新規参入等により、引き続き利用者の増加が見込まれます。サービス提供体制の確保に努めるとともに、利用者の立場に立った適正な事業実施を図ります。

【日中活動系サービス見込量】

		令和３年度	令和４年度	令和５年度
生活介護	人日分	3,797	3,911	4,029
	人	193	199	205
自立訓練（機能訓練）	人日分	404	424	445
	人	29	30	32
自立訓練（生活訓練）	人日分	125	138	152
	人	10	11	11
宿泊型自立訓練	人日分	214	244	244
	人	7	8	8
就労移行支援	人日分	163	171	180
	人	9	10	10
就労継続支援（Ａ型）	人日分	345	352	359
	人	18	19	19
就労継続支援（Ｂ型）	人日分	2,900	2,987	3,076
	人	171	176	182
就労定着支援	人	1	2	2
療養介護	人分	24	24	24
短期入所（福祉型）	人日分	201	221	243
	人	22	24	26
短期入所（医療型）	人日分	4	4	4
	人	1	1	1

「人日分」＝「月間の利用人員」×「一人一月あたりの平均利用日数」

（3）居住系サービス

居住系サービスは自宅等での生活が困難な方にとって必要なサービスです。また、介護者である家族も高齢化していることから、自宅以外の将来的な居住の場や退院後の生活の場として、グループホームは重要な役割を担っています。

引き続き利用量の拡大が見込まれることから、適切な体制整備に努めます。

【居住系サービス見込量】

		令和３年度	令和４年度	令和５年度
自立生活援助	人分	11	11	12
共同生活援助（グループホーム）	人分	72	76	79
施設入所支援	人分	153	151	149

（4）相談支援（サービス等利用計画の作成）

サービス利用者が必要なサービスを継続して利用できるよう、相談支援体制の充実に努めるとともに、県が実施する相談支援従事者研修等への積極的な参加を呼びかけるなど、相談支援の質の向上を図ります。

【相談支援（サービス等利用計画の作成）見込量】

		令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画相談支援	人分	153	160	168
地域移行支援	人分	2	3	4
地域定着支援	人分	10	14	18

（5）障害児通所支援等サービス

障害児通所支援等サービスについては、現在、市内では４つの事業所がサービスを提供しています。

利用者のニーズに対し、利用状況等を勘案しながら適切なサービス量の確保に努めます。

【障害児通所支援等サービス見込量】

		令和３年度	令和４年度	令和５年度
障害児相談支援	人分	21	23	25
児童発達支援	人日分	72	79	87
	人分	9	9	10
医療型児童発達支援	人日分	0	0	0
	人分	0	0	0
放課後等デイサービス	人日分	1,135	1,191	1,251
	人分	66	69	73
保育所等訪問支援	人日分	5	5	5
	人分	5	5	5
居宅訪問型児童発達支援	人日分	5	5	5
	人分	1	1	1

「人日分」=「月間の利用人員」×「一人一月あたりの平均利用日数」

第５章　地域生活支援事業

1. 地域生活支援事業の概要
2. 地域生活支援事業の実施状況
3. 地域生活支援事業の見込量

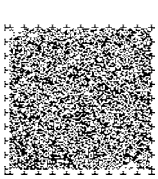

第５章　地域生活支援事業

1. 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業とは、介護給付や訓練等給付などによるサービスとは別に、地域での生活を支えるために市が主体となって取り組むさまざまな事業のことです。

- 地域生活支援事業
  - 理解促進研修・啓発事業
  - 自発的活動支援事業
  - 相談支援事業
  - 成年後見制度利用支援事業
  - 成年後見制度法人後見支援事業
  - 意思疎通支援事業
  - 日常生活用具給付等事業
  - 手話奉仕員養成研修事業
  - 移動支援事業
  - 地域活動支援センター事業
  - その他の事業
    - ・訪問入浴　・日中一時支援
    - ・生活サポート・生活訓練
    - ・点字・声の広報等発行事業
    - ・スポーツ・レクリエーション教室開催　など

2. 地域生活支援事業の実施状況

地域生活支援事業は、障害のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

七尾市では、地域活動支援センターを市内に２カ所設置しており、障害のある人に創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流促進、医療や福祉、社会基盤との連携強化のための調整等を行っています。

また、専門的な相談にも対応できるよう、相談支援事業者の相談機能強化の取組みに対し支援を行っています。

そのほか、手話通訳者・要約筆記者の派遣事業や手話通訳士（者）の窓口配置による意思疎通支援、スポーツ大会等による社会参加の促進などの取組みを行っています。

【地域生活支援事業の実施状況】　令和２年度は12月末時点での見込み

事業		平成30年度		令和元年度		令和２年度	
		実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有		有		有	
自発的活動支援事業	実施の有無	有		有		有	
相談支援事業							
①基幹相談支援センター	設置の有無	無		無		無	
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有		有		有	
③住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施の有無	無		無		無	
成年後見制度利用支援事業	実利用件数		0		0		0
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無		無		無	
意思疎通支援事業							
⑴手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数		61		44		41
⑵手話通訳者設置事業	実設置者数	1		1		1	

事業		平成30年度		令和元年度		令和２年度	
		実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数
日常生活用具給付事業							
①介護・訓練支援用具	給付件数		5		2		2
②自立生活支援用具	給付件数		4		2		5
③在宅療養等支援用具	給付件数		2		3		5
④情報・意思疎通支援用具	給付件数		6		11		10
⑤排泄管理支援用具	給付件数		1,299		1,231		1,327
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付件数		3		2		3
手話奉仕員養成研修事業	登録者数		3		4		6
移動支援事業	実利用者数 延べ利用時間数		6 179.0		7 202.5		5 75.0
地域活動支援センター事業	利用者数 （上段：市内、下段：市外）	2 0	94 0	2 1	84 1	2 0	72 0
日常生活支援							
訪問入浴サービス	実利用者数		1		1		1
日中一時支援	実利用者数		91		85		74
生活サポート	実利用者数		4		3		4
生活訓練等	実利用者数		51		41		39
巡回支援専門員整備	実施の有無	有		有		有	
社会参加支援							
スポーツ・レクリエーション教室開催等	実施の有無	有		有		無	
文化芸術活動振興（障害者の作品展示）	実施の有無	有		有		有	
点字・声の広報等発行	実施の有無	有		有		有	
自動車運転免許取得・改造助成	給付件数		5		2		2

3. 地域生活支援事業の見込量

これまでの実績を踏まえ、次のとおり今後の見込量を推計しました。
障害のある人の地域生活を支援するため、今後も引き続き支援体制の充実に努めます。

【地域生活支援事業の見込量】

事業		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有		有		有	
自発的活動支援事業	実施の有無	有		有		有	
相談支援事業							
①基幹相談支援センター	設置の有無	無		無		無	
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有		有		有	
③住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施の有無	無		無		無	
成年後見制度利用支援事業	実利用見込み件数		1		1		1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無		無		無	
意思疎通支援事業							
⑴手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込み件数		50		50		50
⑵手話通訳者設置事業	実設置見込み者数	1		1		1	
日常生活用具給付事業							
①介護・訓練支援用具	給付見込み件数		4		4		4
②自立生活支援用具	給付見込み件数		4		4		4
③在宅療養等支援用具	給付見込み件数		3		3		3
④情報・意思疎通支援用具	給付見込み件数		8		8		8
⑤排泄管理支援用具	給付見込み件数		1,250		1,250		1,250
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付見込み件数		3		3		3
手話奉仕員養成研修事業	登録見込み者数		5		5		5
移動支援事業	実利用見込み者数 延べ利用見込み時間数		6 180		6 180		6 180
地域活動支援センター事業	利用見込み者数 （上段：市内、下段：市外）	2 2	80 2	2 2	80 2	2 2	80 2

事業		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
日常生活支援							
訪問入浴サービス	実利用見込み者数		1		1		1
日中一時支援	実利用見込み者数		90		90		90
生活サポート	実利用見込み者数		4		4		4
生活訓練等	実利用見込み者数		50		50		50
巡回支援専門員整備	実施の有無	有		有		有	
社会参加支援							
スポーツ・レクリエーション教室開催等	実施の有無	有		有		有	
文化芸術活動振興（障害者の作品展示）	実施の有無	有		有		有	
点字・声の広報等発行	実施の有無	有		有		有	
奉仕員養成研修	実施の有無	有		有		有	
自動車運転免許取得・改造助成	給付見込み件数		2		2		2

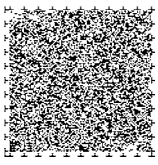

第６章　相談支援

1. 相談支援体制

第 6 章　相談支援

1. 相談支援体制

（1）七尾市における相談支援体制

七尾市において充実した相談支援を実施していくため、平成 20 年度から「七尾市・中能登町地域自立支援協議会」を設置しており、次のような機能を今後も確保していきます。

○ 相談支援の中立・公平性の確保

○ 具体的な困難事例への対応のあり方について指導・助言

○ 地域の関係機関によるネットワークを構築

（2）七尾市・中能登町地域自立支援協議会

地域で障害者を支える

○ ネットワークで取り組む基盤をつくる

○ 地域の課題を的確に把握する

①概要

相談支援をはじめとする基盤整備に関し、中核的役割を果たす協議の場が七尾市・中能登町地域自立支援協議会であり、その運営強化のため今後も関係機関との連携を図る。

②実施主体

七尾市・中能登町

③構成

相談支援事業所、障害福祉サービス事業者、保健、医療、教育、雇用関係機関、企業、障害者福祉団体等

④主な機能

・障害福祉サービスの利用に係る相談支援の中立・公平性の確保（事業評価）

・困難事例への対応のあり方に関する協議、調整

・地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議

・地域の社会資源の開発、改善

・その他（障害福祉計画の具体化に向けた協議等）

⑤運営

分野別の専門部会（くらしの部会、しごとの部会）を設置しており、相互の連携を図ることで総合的な運営を推進します。

（3）障害者ケアマネジメント

①障害者の地域生活を支援

②ケアマネジメントを希望する障害者の意向を尊重

③利用者の幅広いニーズを把握

④様々な地域における社会資源の活用と連携

⑤総合的かつ継続的なサービスの供給を確保

⑥社会資源の改善及び整備を推進

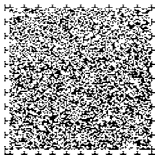

相談支援体制

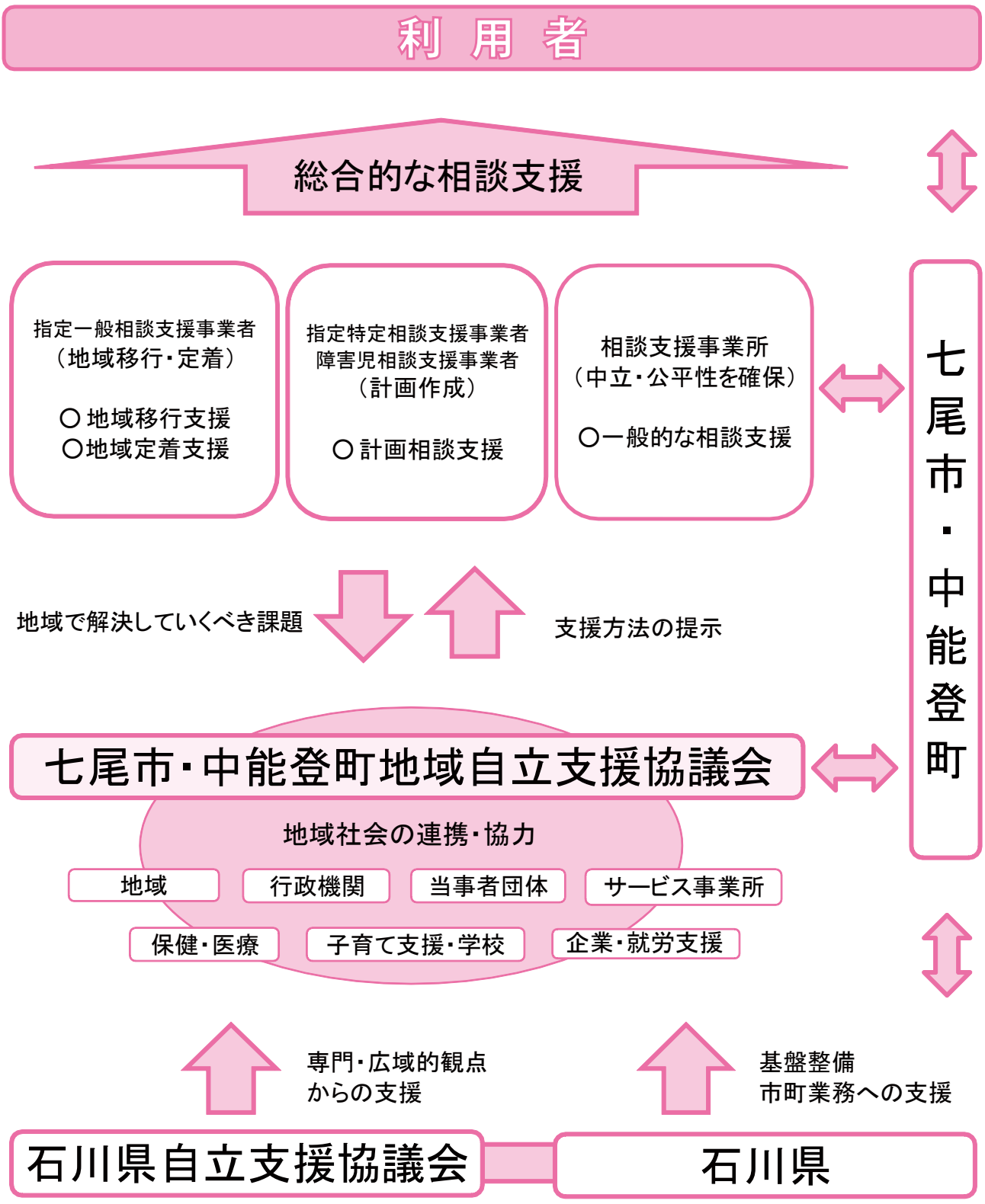
利　用　者
総合的な相談支援
指定一般相談支援事業者
（地域移行・定着）
○地域移行支援
○地域定着支援
指定特定相談支援事業者
障害児相談支援事業者
（計画作成）
○計画相談支援
相談支援事業所
（中立・公平性を確保）
○一般的な相談支援
七尾市・中能登町
地域で解決していくべき課題
支援方法の提示
七尾市・中能登町地域自立支援協議会
地域社会の連携・協力
地域
行政機関
当事者団体
サービス事業所
保健・医療
子育て支援・学校
企業・就労支援
専門・広域的観点
からの支援
基盤整備
市町業務への支援
石川県自立支援協議会
石川県

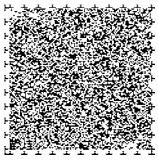

資　　料

障害者福祉に関するアンケート調査

障害児の福祉に関するアンケート調査

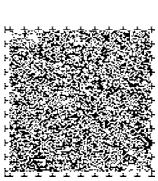

資　料

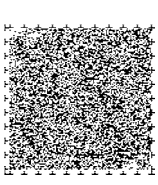

障害者福祉に関するアンケート調査

調査の概要

調査の方法

① 調査対象地域	七尾市全域
② 調査対象者及び対象者数	身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者 672人
③ 抽出方法	全体（3,434人の約20%を抽出）
④ 調査方法	郵送配布・郵便回収
⑤ 調査期間	令和２年６月10日～６月30日

回収結果

回　収　数	335票
有効回収数	335票
有効回収率	49.8%

調査結果（抜粋）

お答えいただくのは、どなたですか。

身体障害者68.8%、知的障害者46.2%、精神障害者91.7%と本人記入の割合が多くなっています。

	本　人	本人の家族	家族以外の介助者	無回答	全　体
全　　体	227	82	11	15	335
身体障害者	176	63	7	10	256
知的障害者	18	15	4	2	39
精神障害者	33	3	0	0	36
無　回　答	0	1	0	3	4

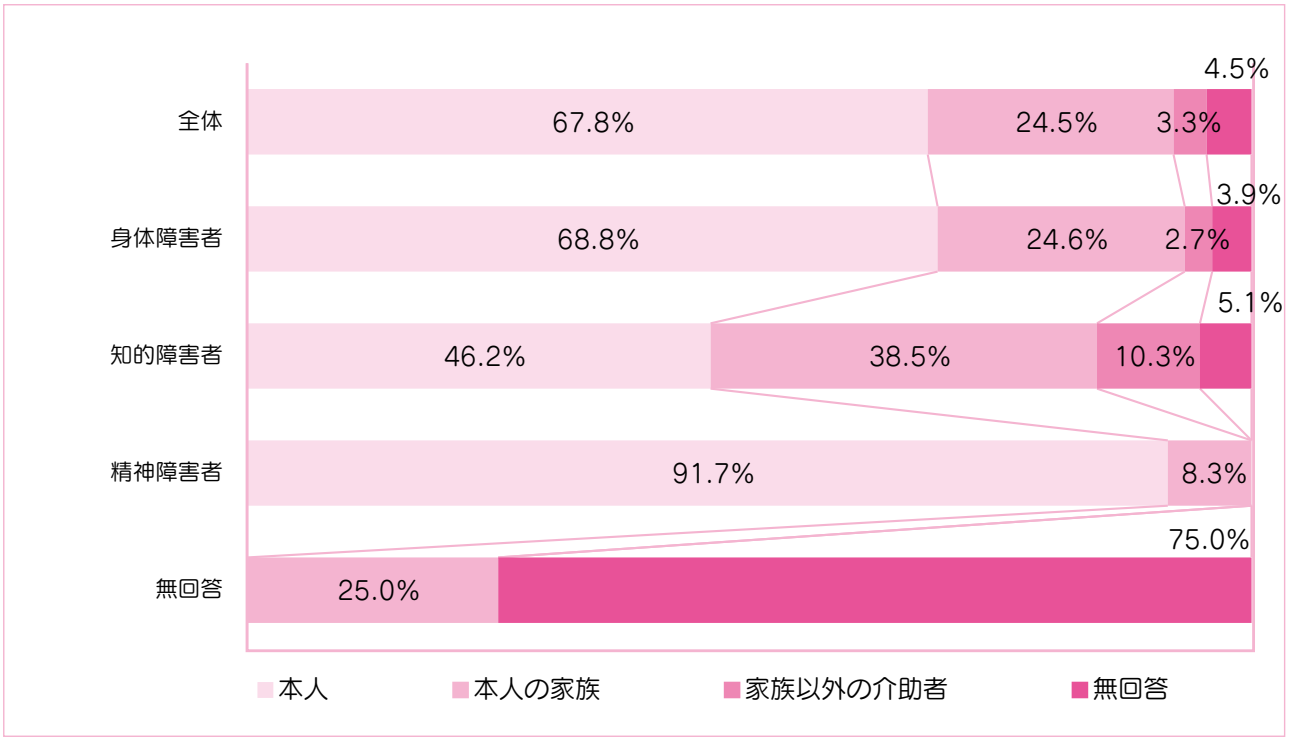

あなたを介助してくれる方は主に誰ですか（複数回答可）

知的障害者の53.1%、精神障害者の31.3%が父母・祖父母・兄弟姉妹が介助者となっており、ヘルパー・施設職員等は知的障害者が56.3%と一番多くなっています。

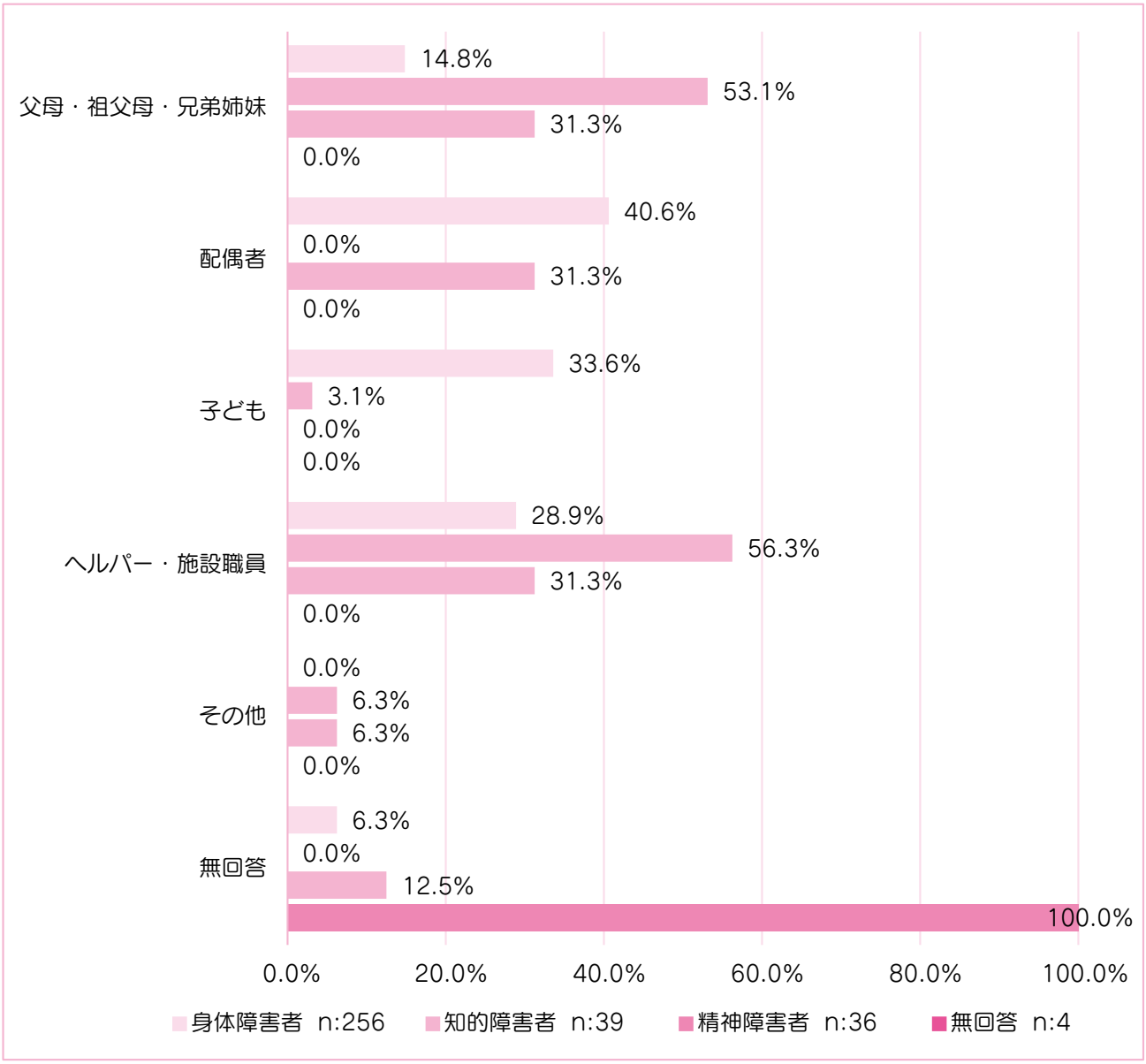

あなたを介助してくれる家族で、中心となっている方の年齢

65歳以上の介助者は、身体障害者52.0%、知的障害者38.9%、精神障害者44.4%となっています。いずれの障害種別も50歳以上の介助者は8割近くとなっています。

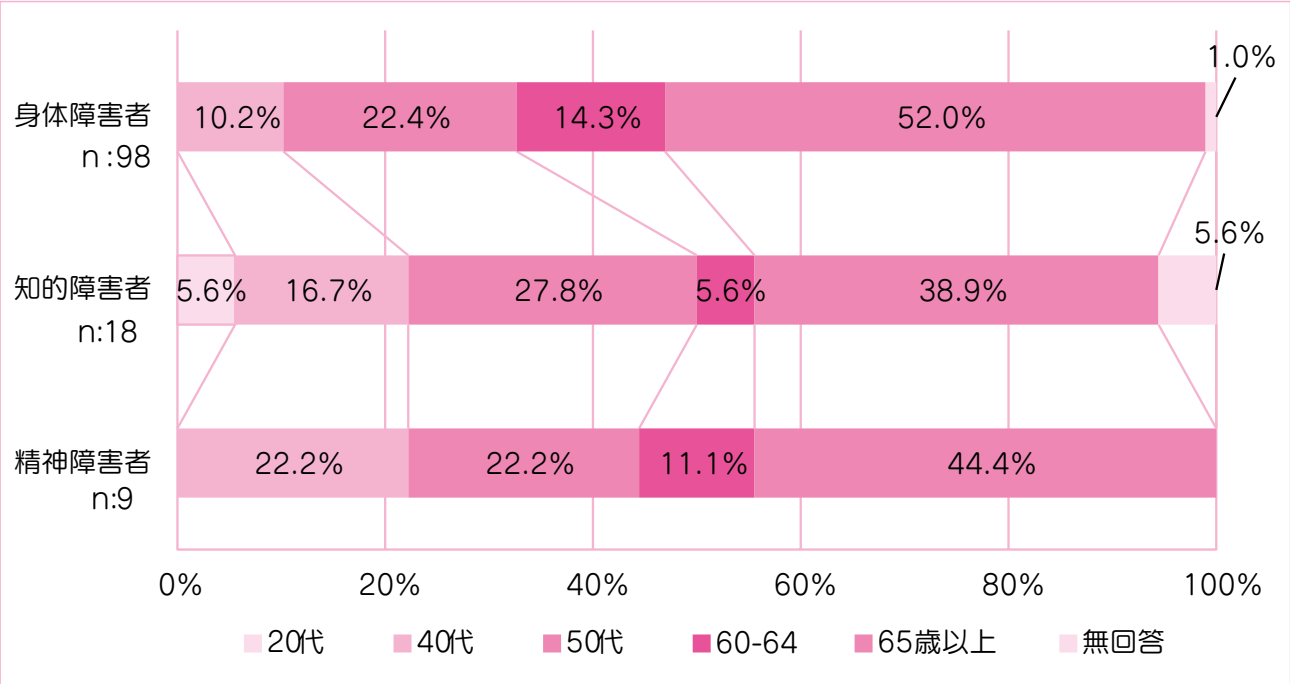

あなたを介助してくれる家族で、中心となっている方の健康状態

身体障害者61.2%、知的障害者61.1%、精神障害者44.4%の介助者の健康状態は「ふつう」となっています。

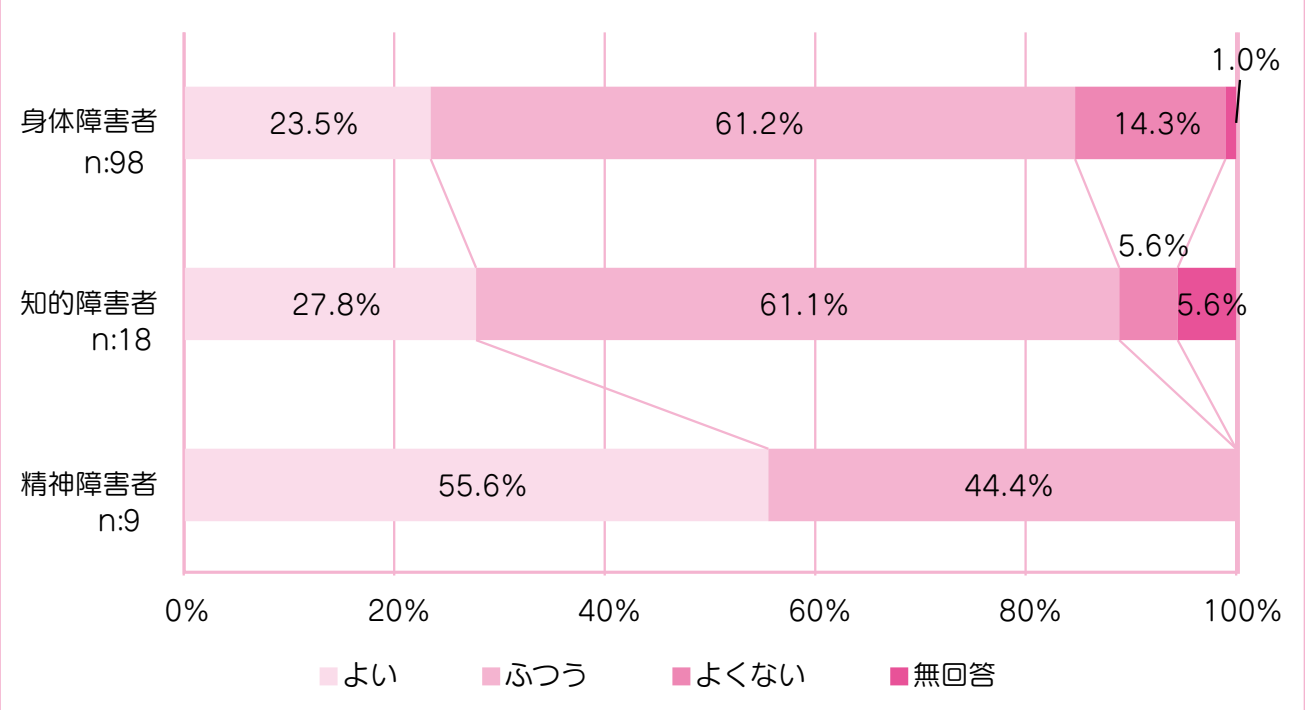

地域で生活するために、どのような支援があればよいと思いますか。

（複数回答可）

「必要な在宅サービスが適切に利用できること」「経済的な負担の軽減」などが、多くなっています。

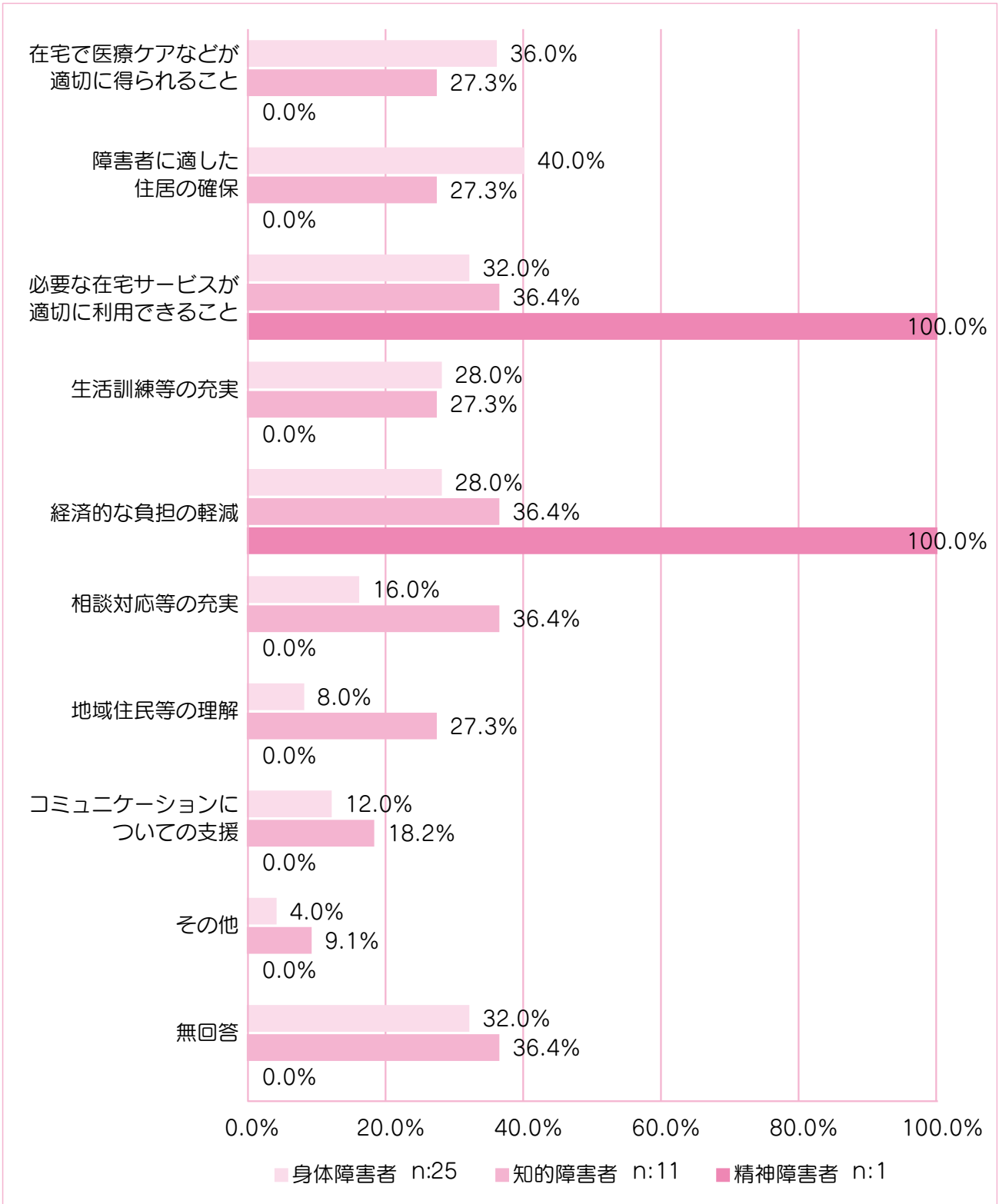

外出する時に困ることは何ですか。（複数回答可）

「公共交通機関が少ない（ない）」「困ったときどうすればいいのか心配」は知的障害者が多く、「外出にお金がかかる」は精神障害者が多くなっています。

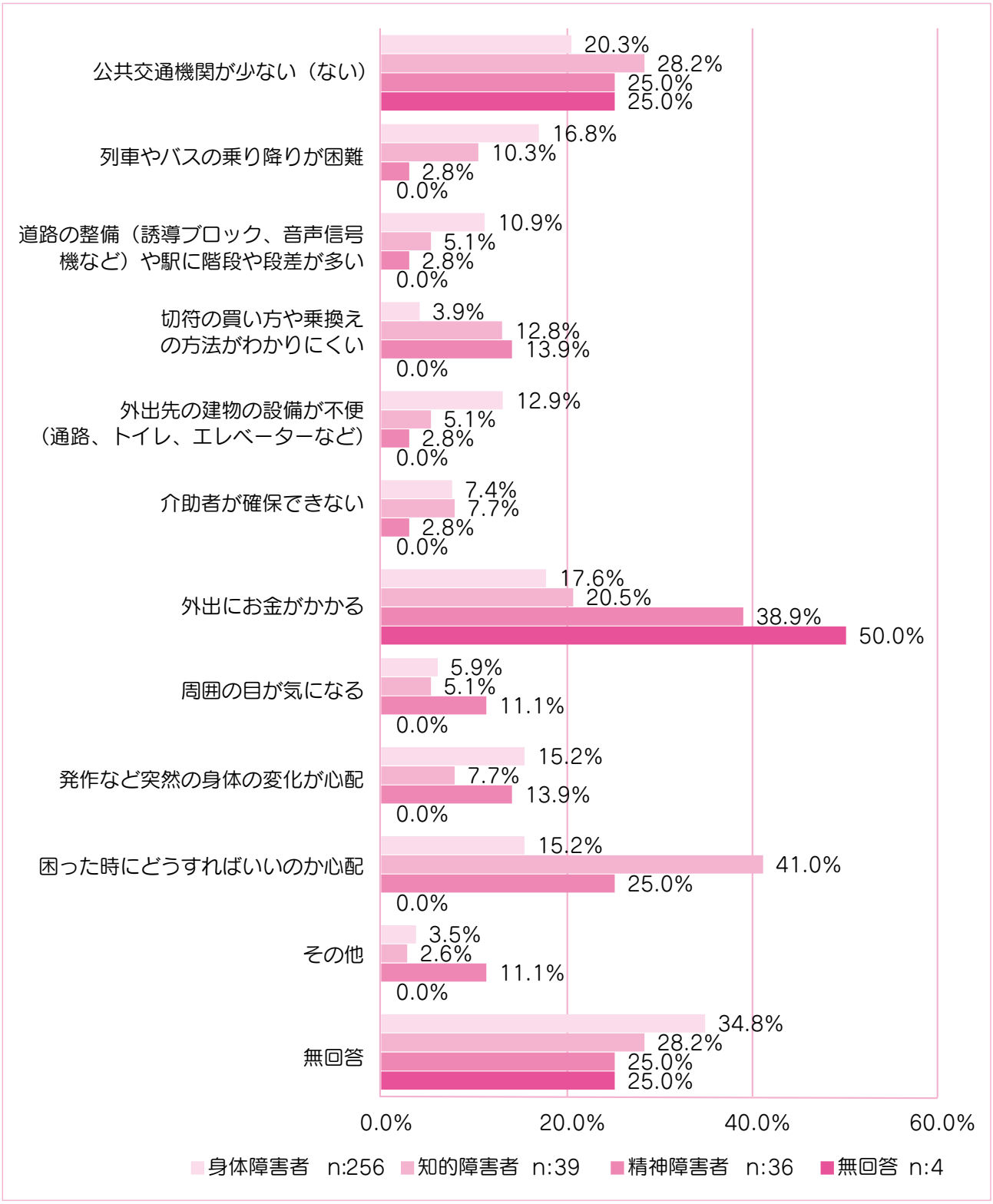

あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答可）

「職場の障害者理解」や「職場の上司や同僚の理解」は精神障害者、知的障害者が多く、「勤務日数等の配慮」は精神障害者が多くなっています。

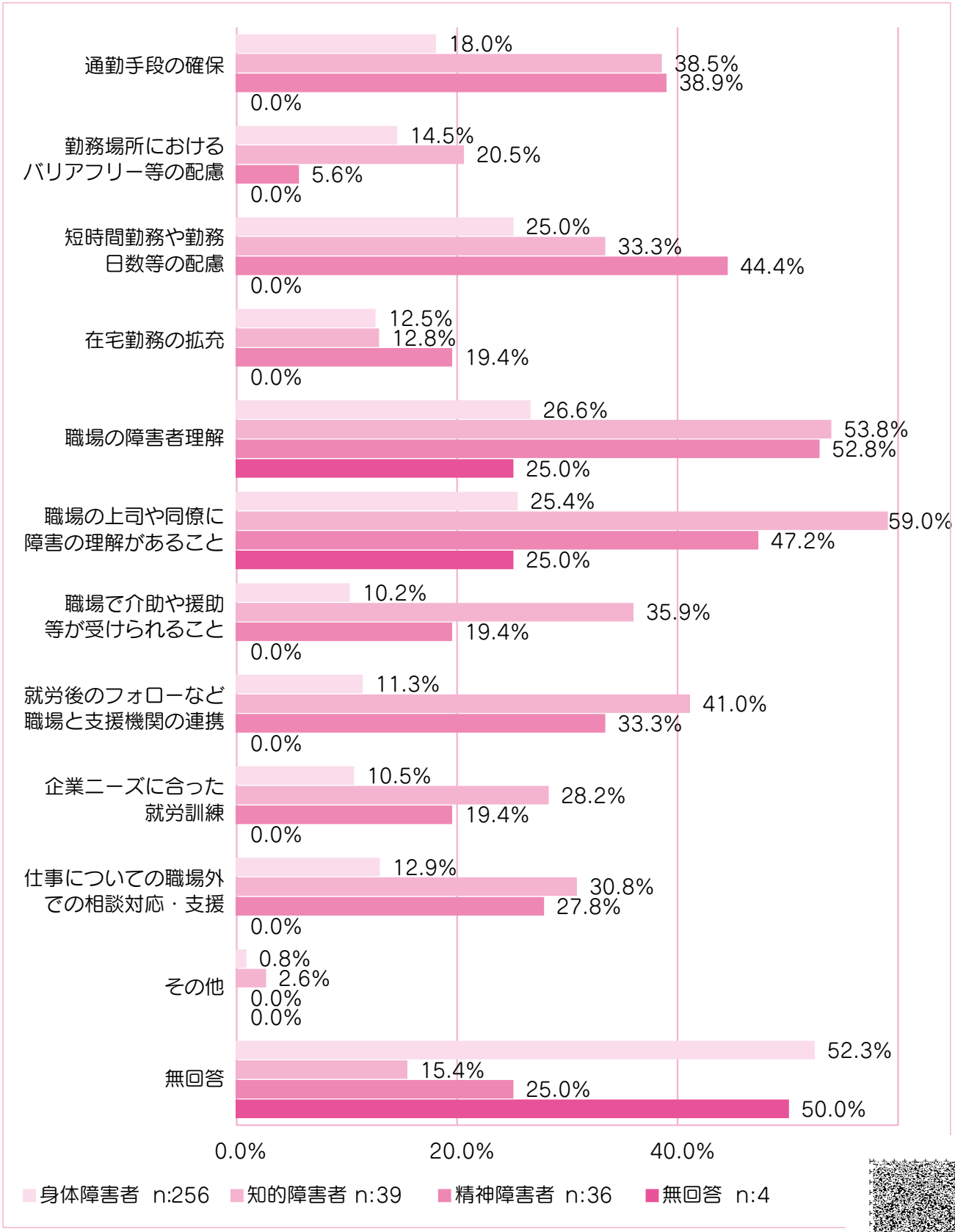

あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。（複数回答可）

「家族や親せき」は身体障害者、知的障害者、精神障害者とも最も多く、「施設の指導員など」は知的障害者、「かかりつけの医師や看護師」は精神障害者が多くなっています。

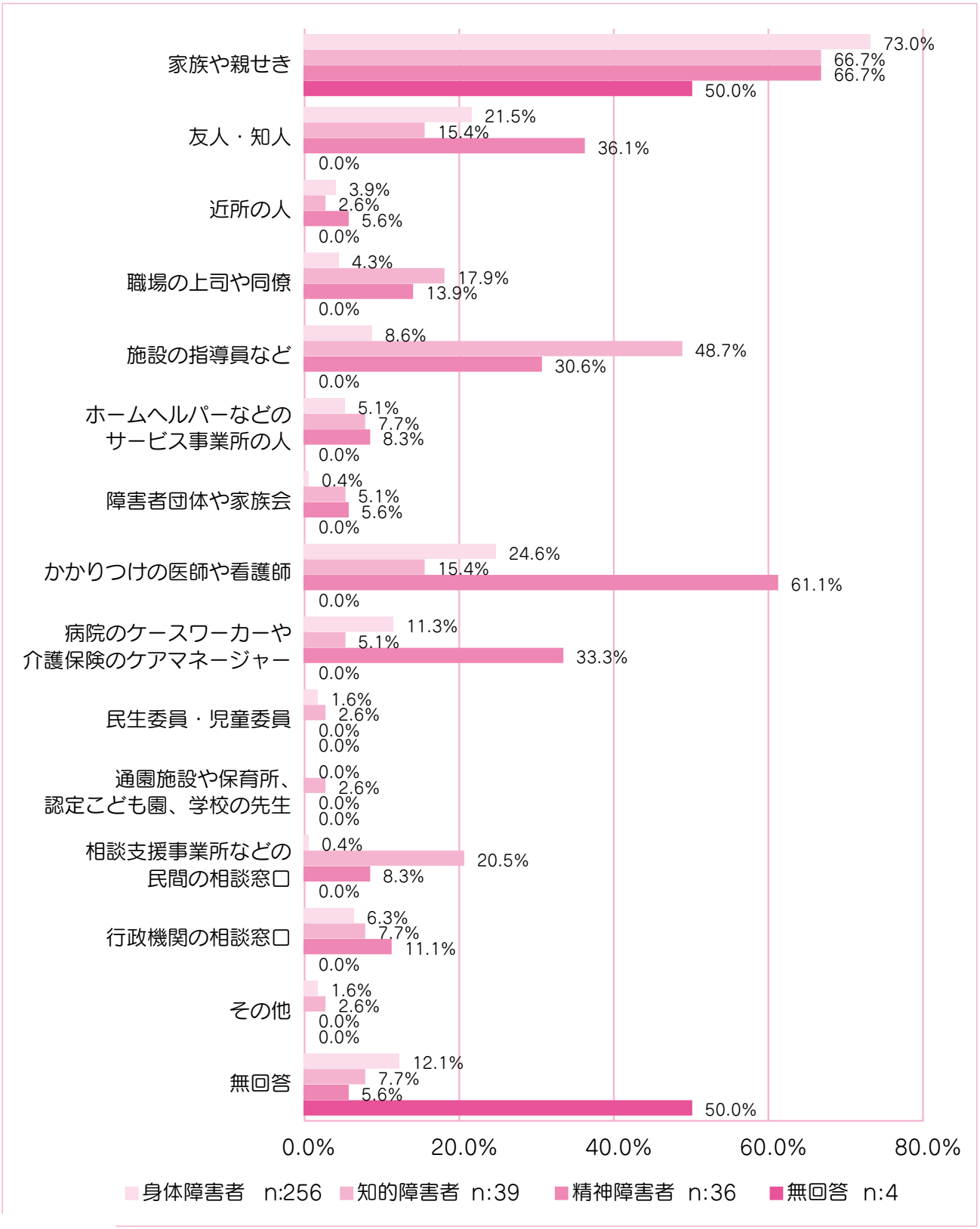

あなたが差別を受けたと思ったこと、いやな思いをしたこと、配慮がなくて困ったことはありますか。

「ある」は精神障害者36.1%、知的障害者33.3%、身体障害者11.7%となっており、

「ない」は身体障害者57.4%、知的障害者38.5%、精神障害者33.3%となっています。

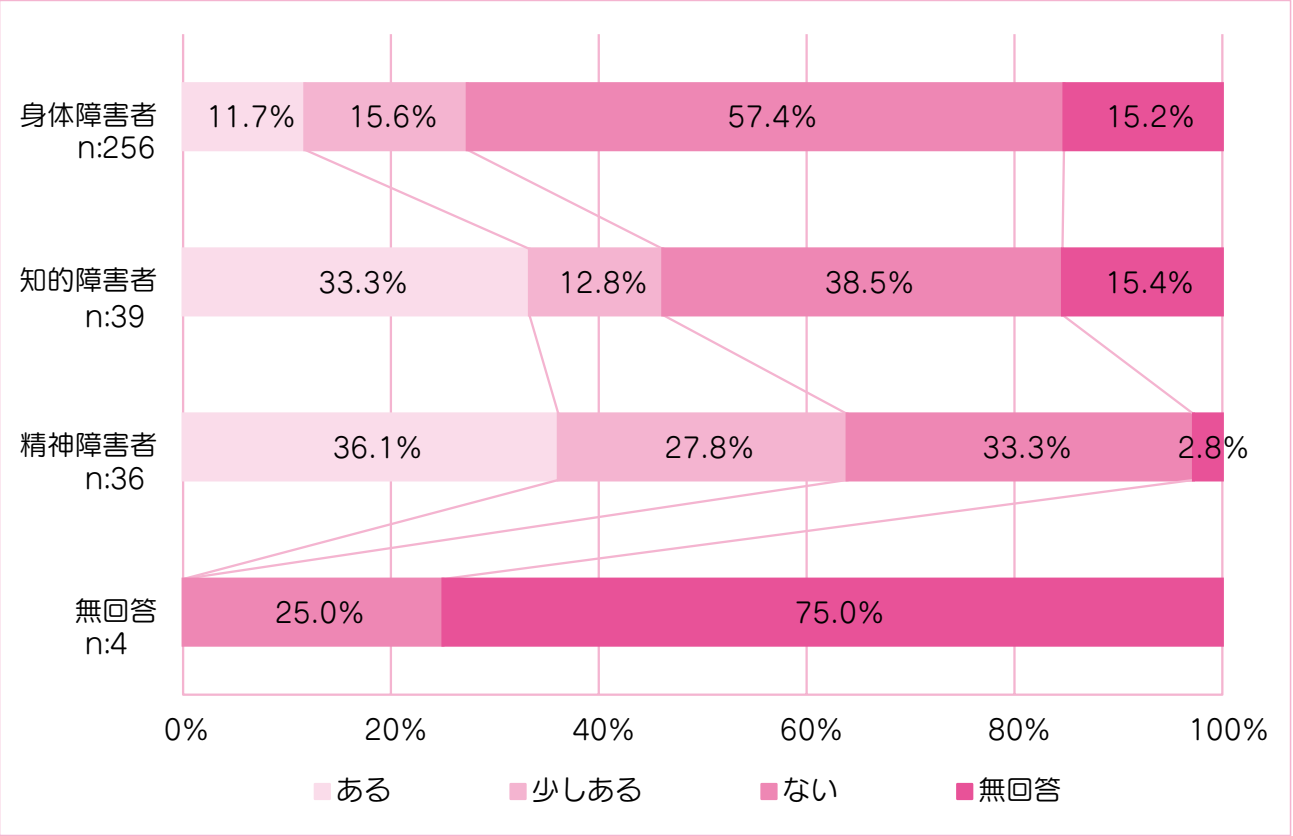

どのような場所での出来事ですか。

（差別や嫌な思いをしたこと等に、「ある」「少しある」と答えた方）

「近隣、地域」は精神障害者47.8%、身体障害者41.4%、知的障害者38.9%の順に多くなっています。

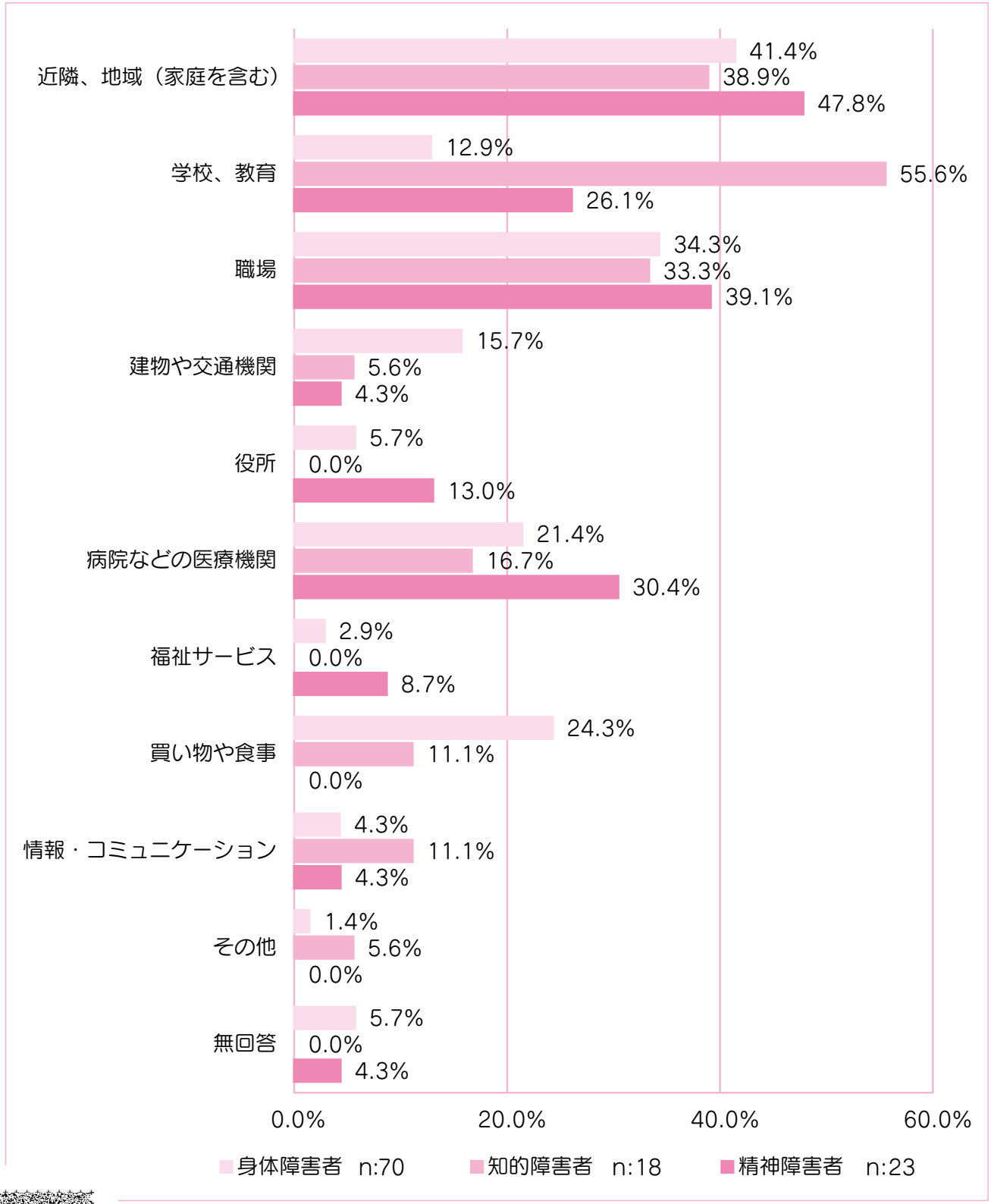

あなたへの配慮として良かったこと、助かったことはありますか。

「ある」は精神障害者38.9%、知的障害者33.3%、身体障害者15.2%となっており、

「ない」は身体障害者36.7%、知的障害者25.6%、精神障害者25.0%となっています。

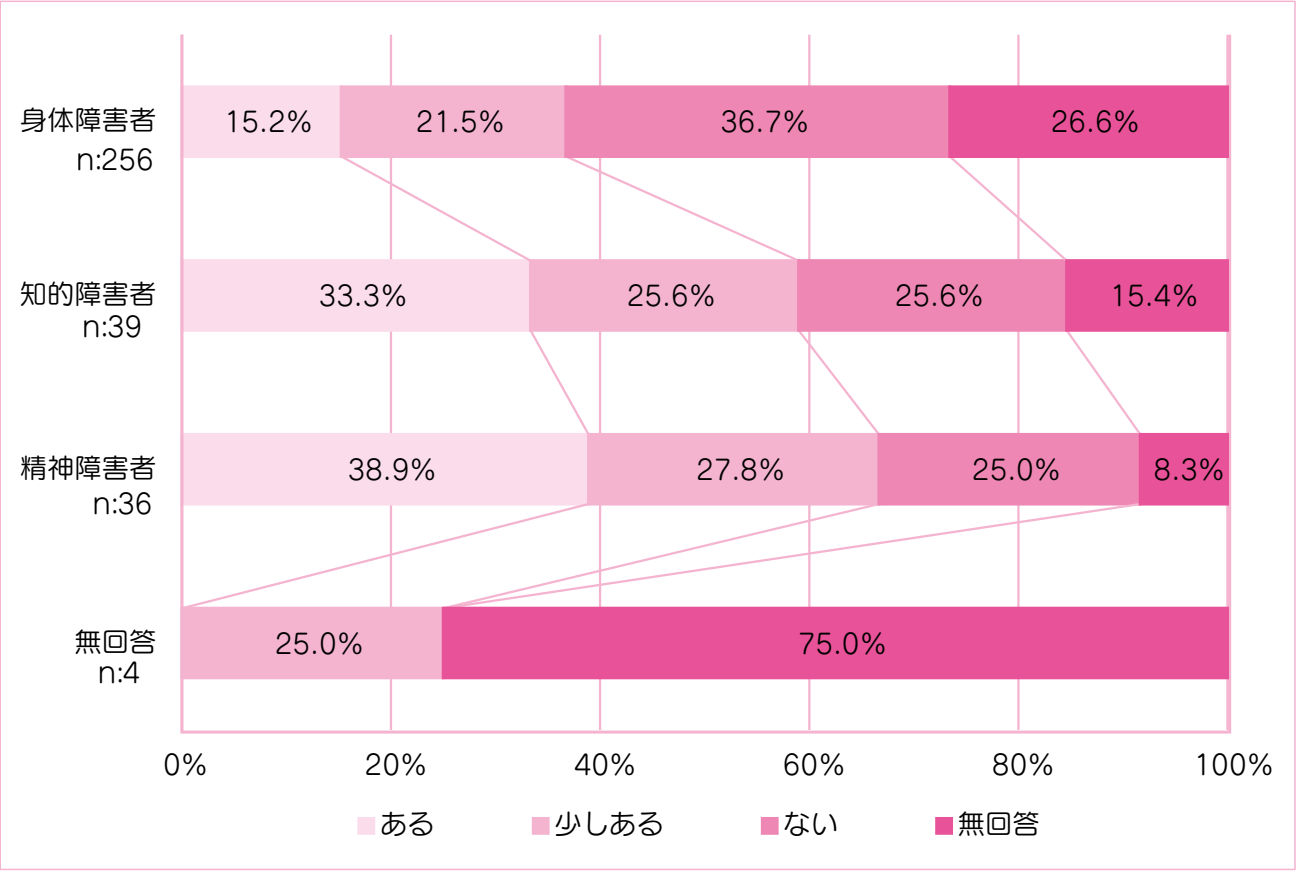

どのような場所での出来事ですか。
（配慮として良かったこと等に、「ある」「少しある」と答えた方）

「病院などの医療機関」は身体障害者58.5%、精神障害者45.8%、知的障害者43.5%の順に多くなっています。

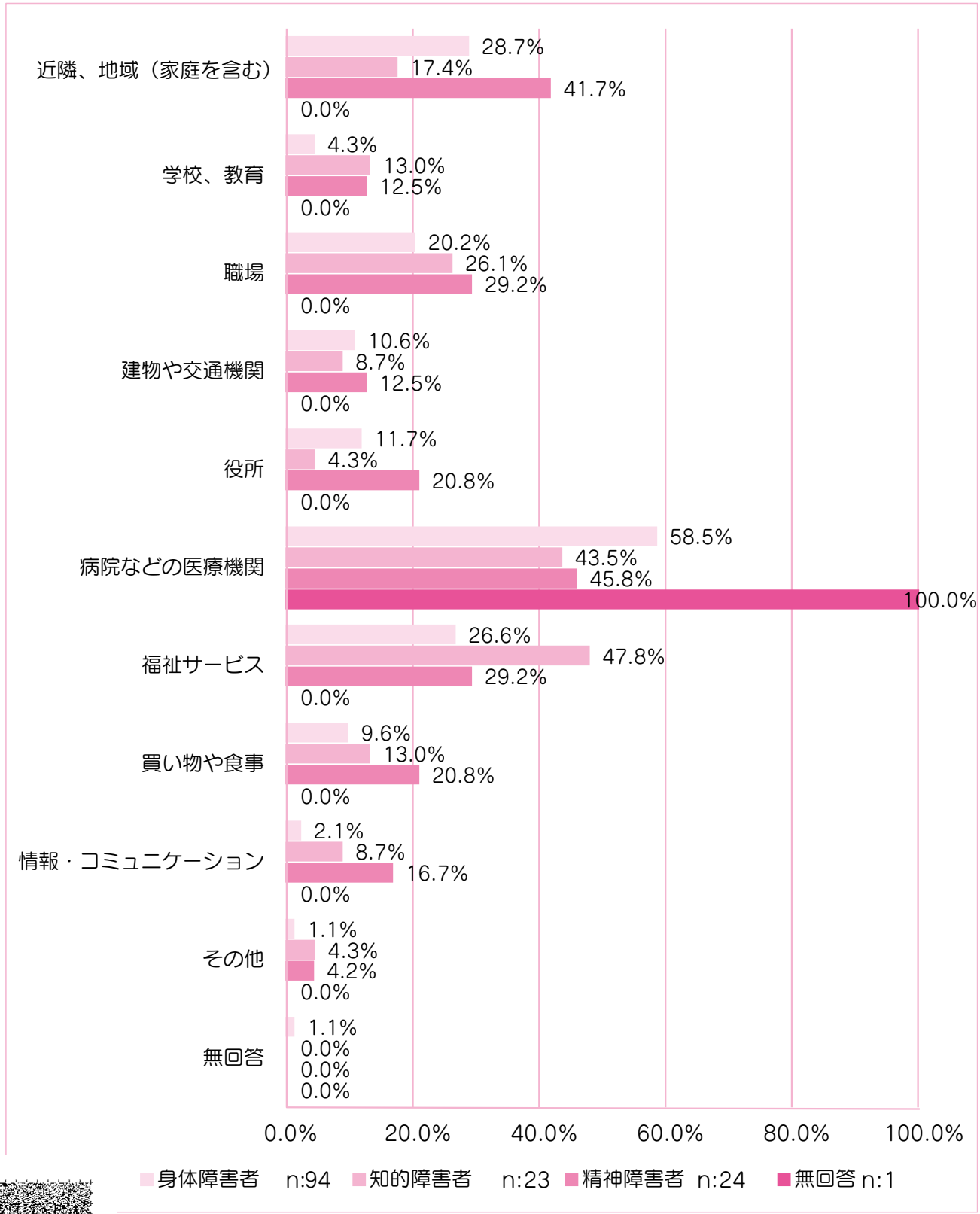

火事や震災等の災害時に困ることは何ですか。

「安全なところまで、迅速に避難することができない」は知的障害者43.6%、身体障害者40.6%、精神障害者38.9%となっており、「投薬や治療が受けられない」は精神障害者72.2%、身体障害者45.7%、知的障害者30.8%、となっています。

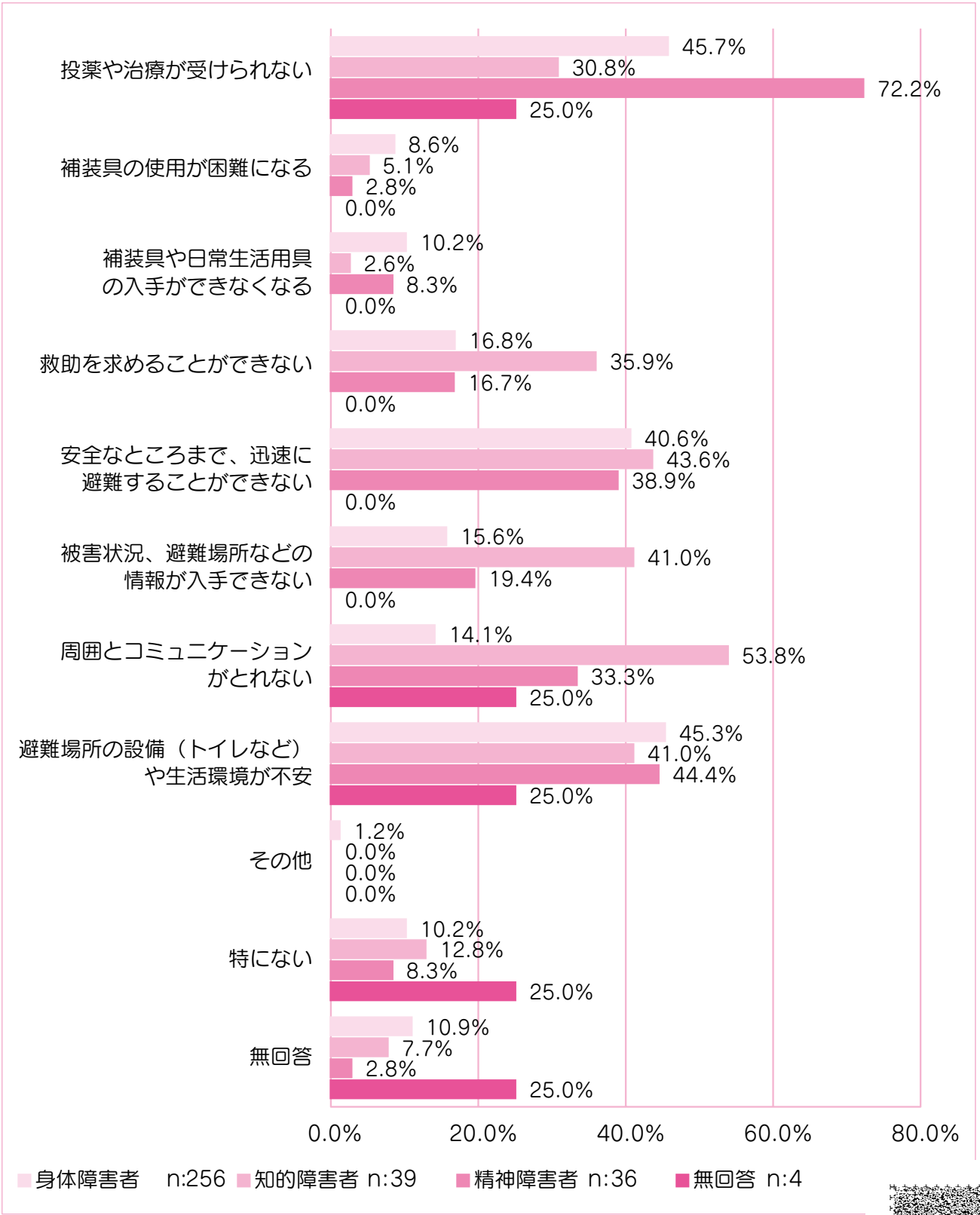

障害児の福祉に関するアンケート調査

調査の概要

調査の方法

① 調査対象地域	七尾市全域
② 調査対象者及び対象者数	18未満のすべての障害児 115人
③ 抽出方法	全件
④ 調査方法	郵送配布・郵便回収
⑤ 調査期間	令和２年６月10日～６月30日

回収結果

回　収　数	58票
有効回収数	58票
有効回収率	50.4%

調査結果（抜粋）

お答えいただくのは、どなたですか。

本人の家族が一番多くなっています

本人	1人
本人の家族	52人
家族以外の介助者	2人
無回答	3人
総　　計	58人

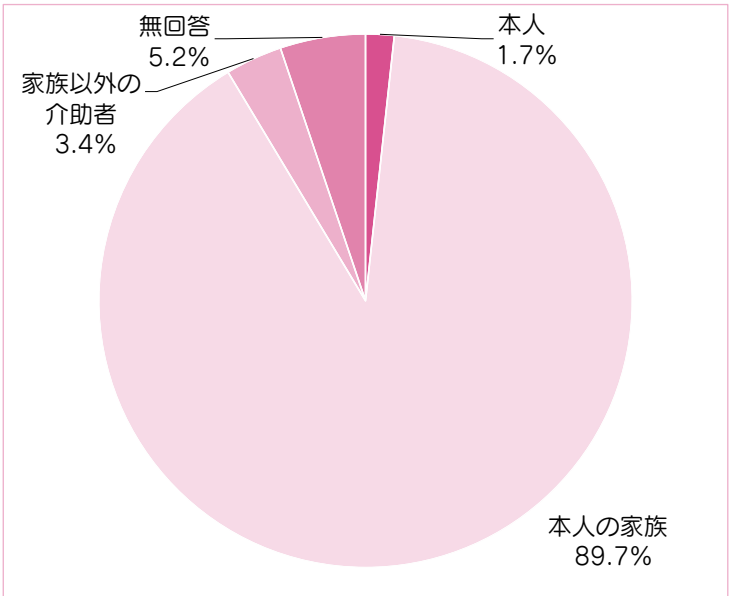

あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。（複数回答可）

（日常生活で「一部介助が必要」又は「全部介助が必要」と答えた方）

「父母・祖父母・兄弟姉妹」が96.2%と最も多くなっています。

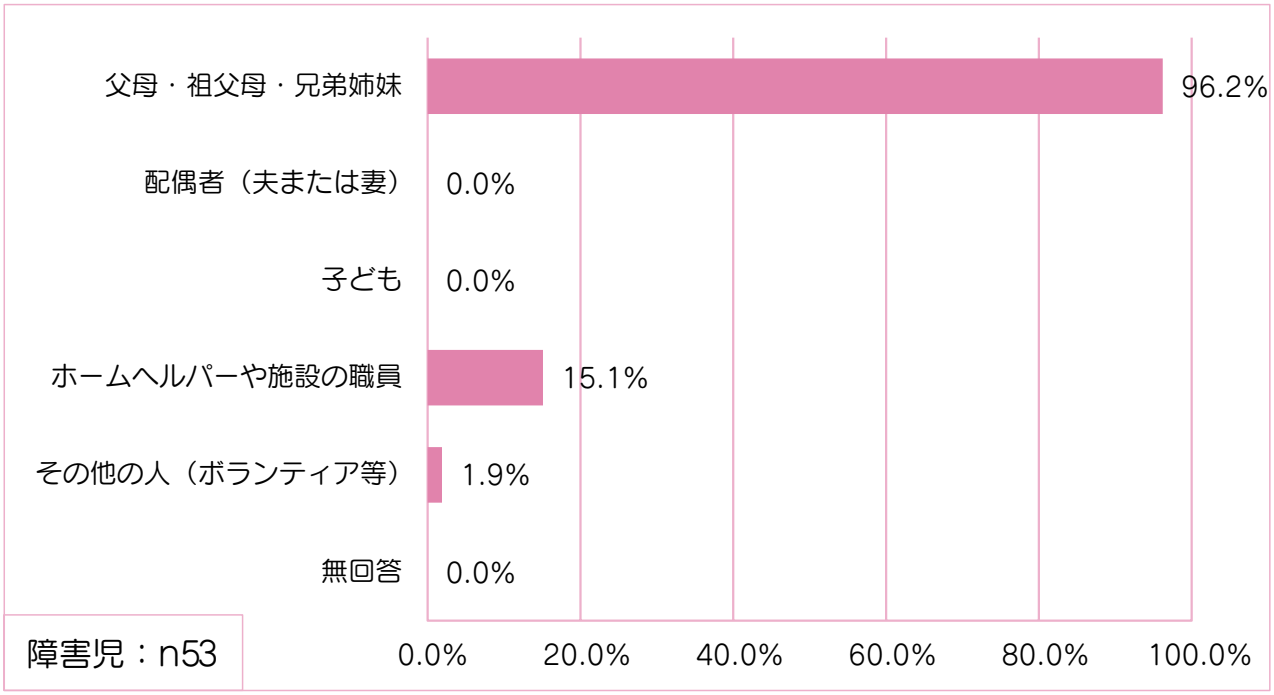

あなたを介助してくれる家族で、中心となっている方の年齢

30歳代17.0%、40歳代56.6%となっています。

30歳代	9人
40歳代	30人
50歳代	7人
60歳代	3人
70歳代	4人
総　　計	53人

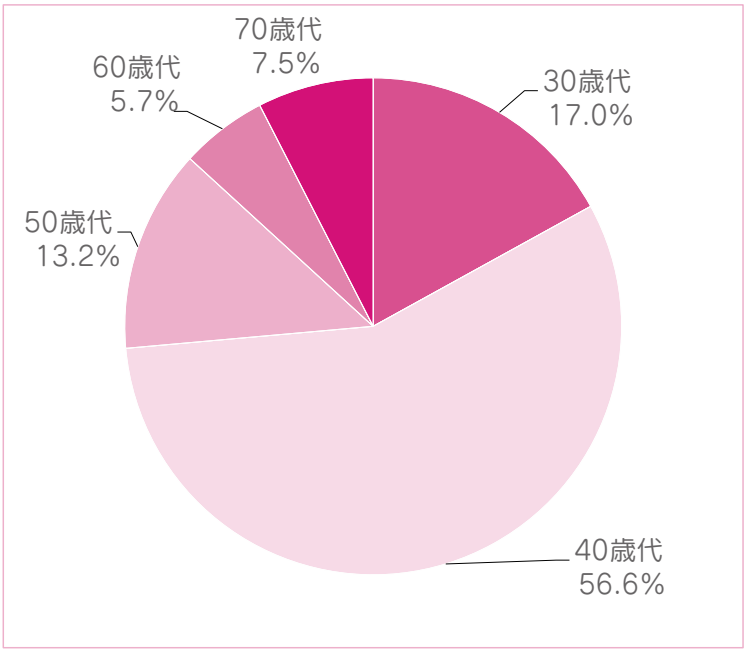

あなたを介助してくれる家族で、中心となっている方の健康状態

「よい」は43.4%、「ふつう」は50.9%となっています。

よい	23人
ふつう	27人
よくない	3人
総　　計	53人

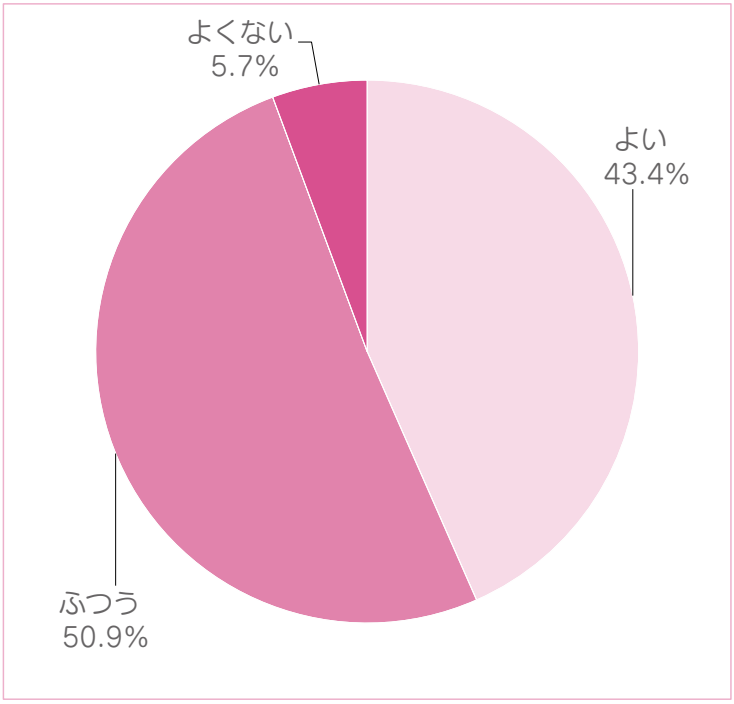

地域で生活するために、どのような支援があればよいと思いますか。

（複数回答可）

「経済的な負担の軽減」が63.8%、「地域住民等の理解」「コミュニケーションについての支援」が53.4%となっています。

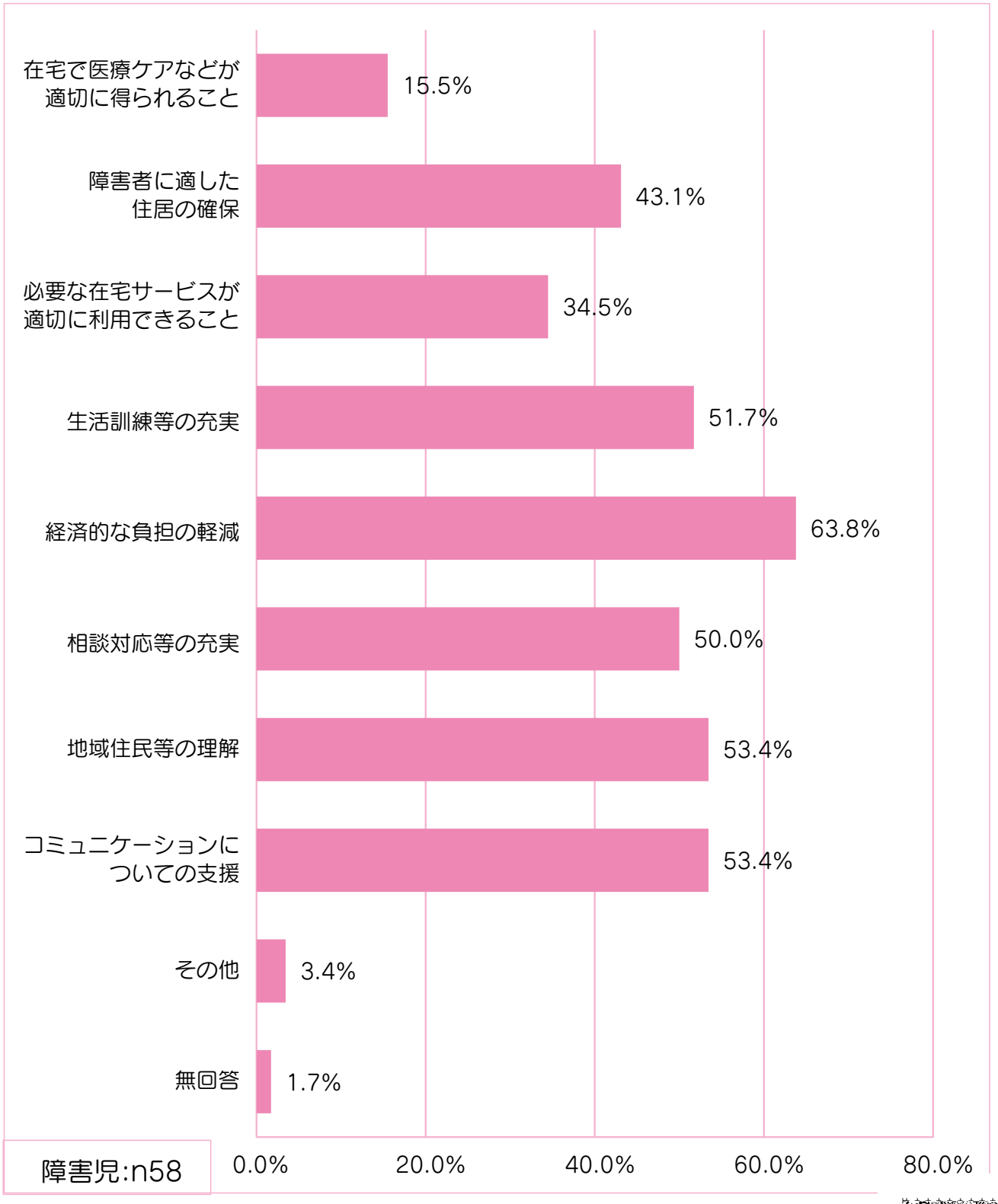

外出する時に困ることは何ですか。（複数回答可）

「困った時にどうすればいいのか心配」は41.1%、「公共交通機関が少ない（ない）」は23.2%となっています。

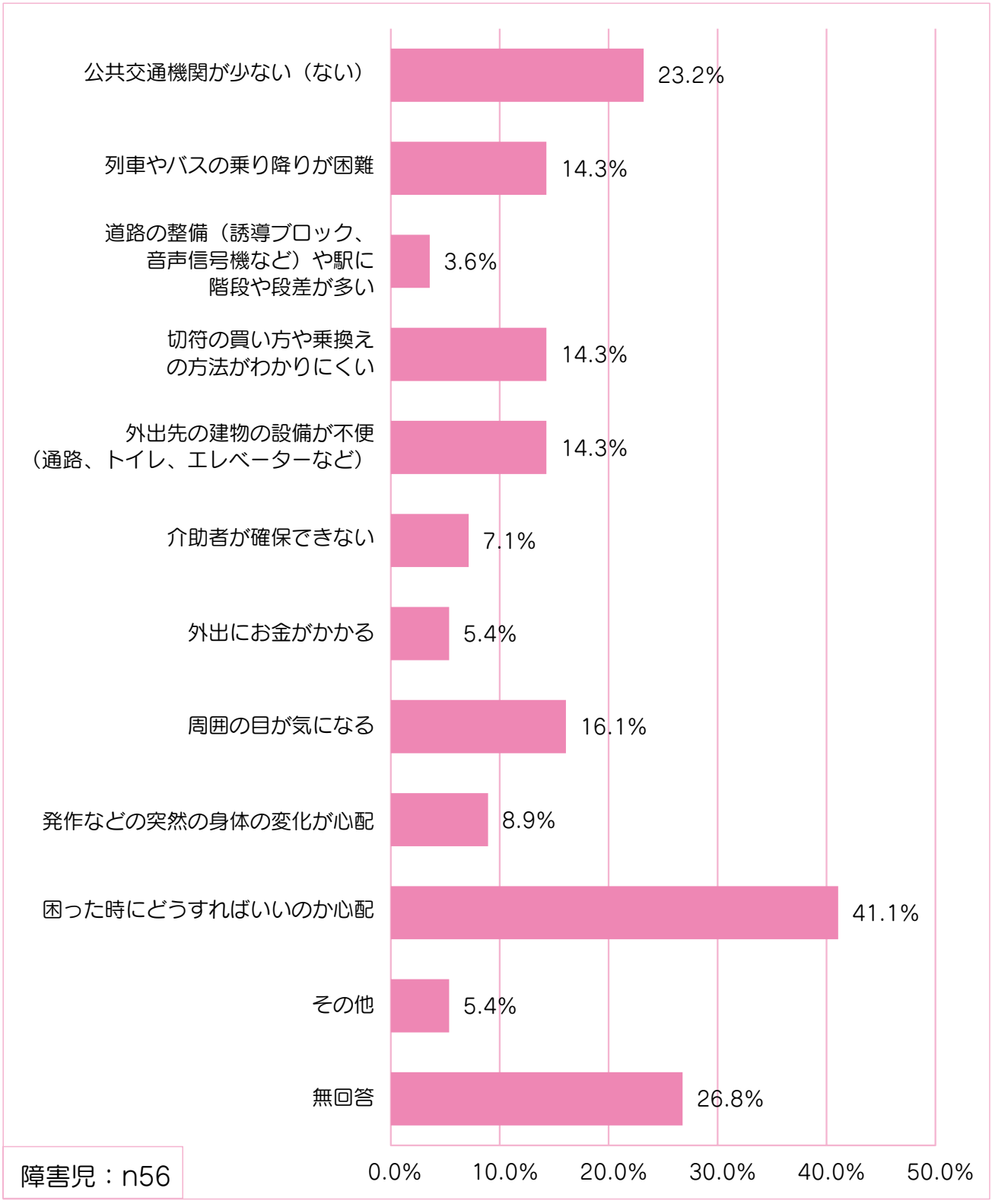

あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。（複数回答可）

「家族や親せき」が79.3%、「学校の先生」が53.4%となっています。

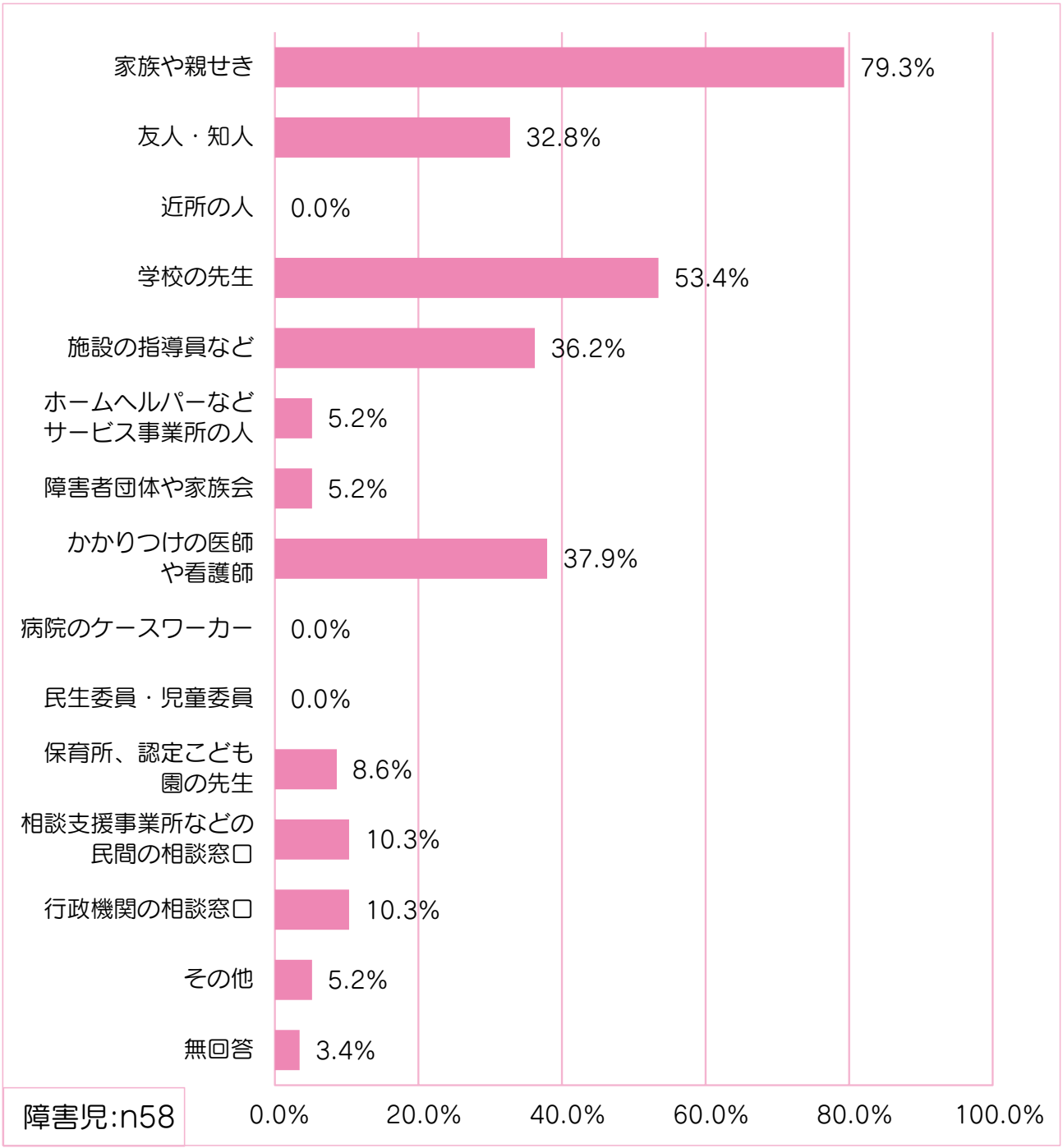

あなたが差別を受けたと思ったこと、いやな思いをしたこと、配慮がなくてこまったことはありますか。

「ある」27.6%、「少しある」31.0%となっています。

ある	16人
少しある	18人
ない	21人
無回答	3人
総　　計	58人

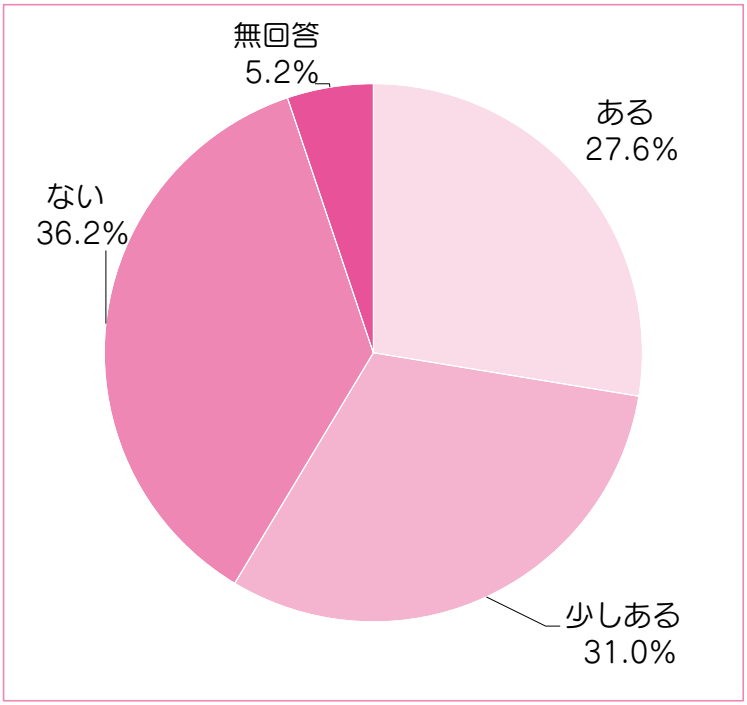

どのような場所での出来事ですか。（複数回答可）

（差別や嫌な思いをしたこと等に、「ある」「少しある」と答えた方）

「学校、教育」は31.0%、「近隣、地域」は19.0%となっています。

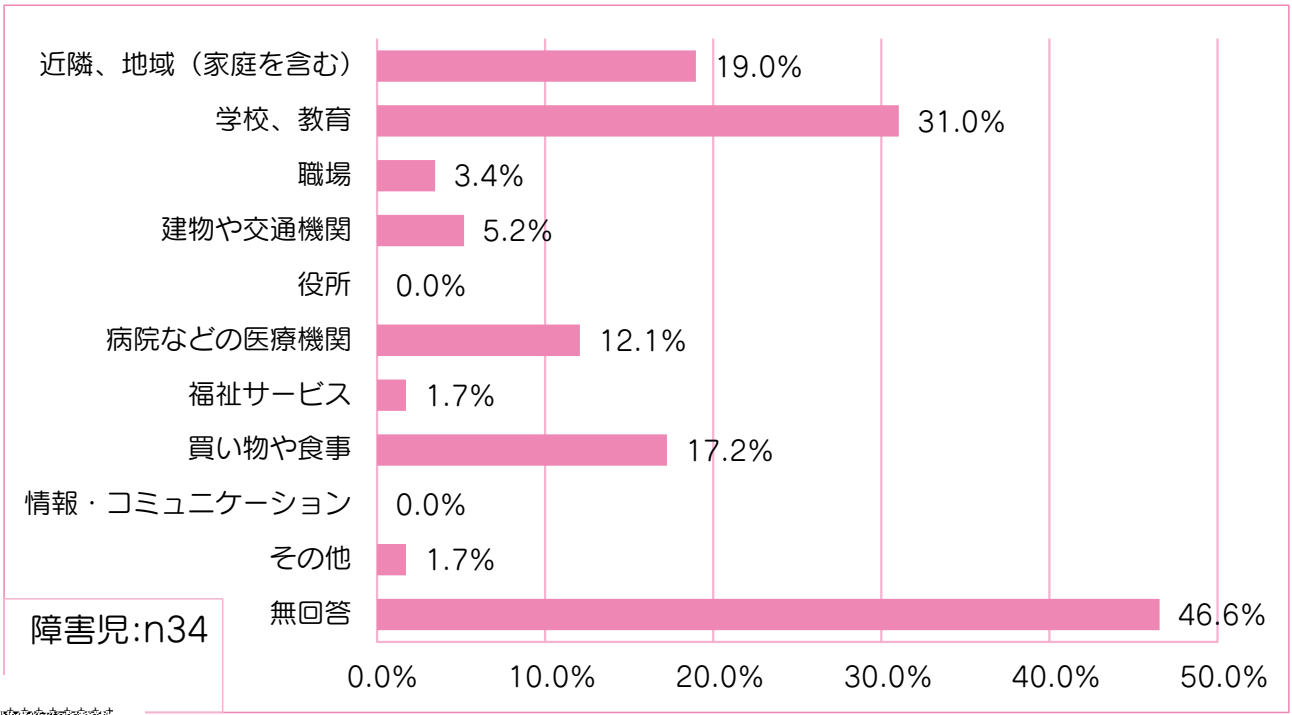

あなたへの配慮として良かったこと、助かったことはありますか。

「ある」50.0%、「少しある」19.0%となっています。

ある	29人
少しある	11人
ない	15人
無回答	3人
総　　計	58人

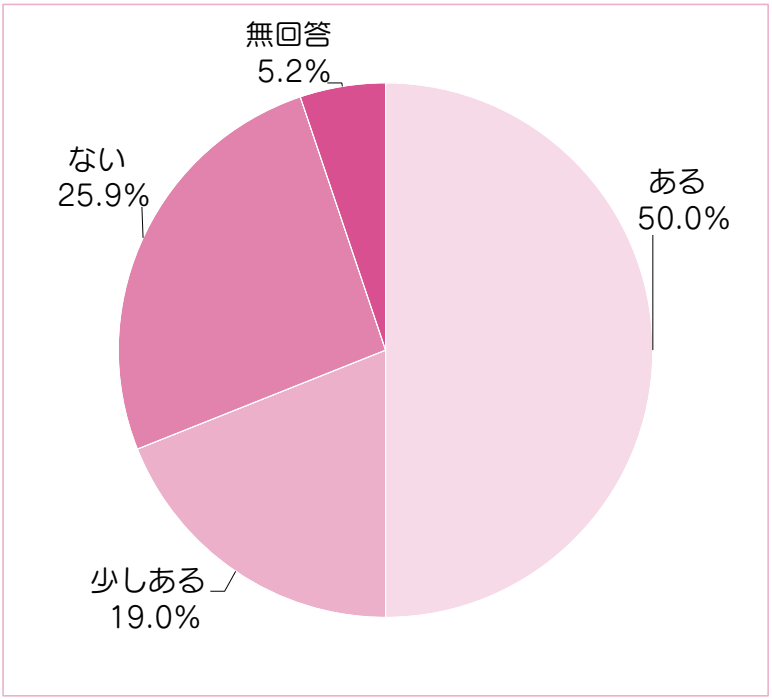

どのような場所での出来事ですか。（複数回答可）
（配慮として良かったこと等に、「ある」「少しある」と答えた方）

「学校、教育」は56.9%、「病院などの医療機関」は27.6%となっています。

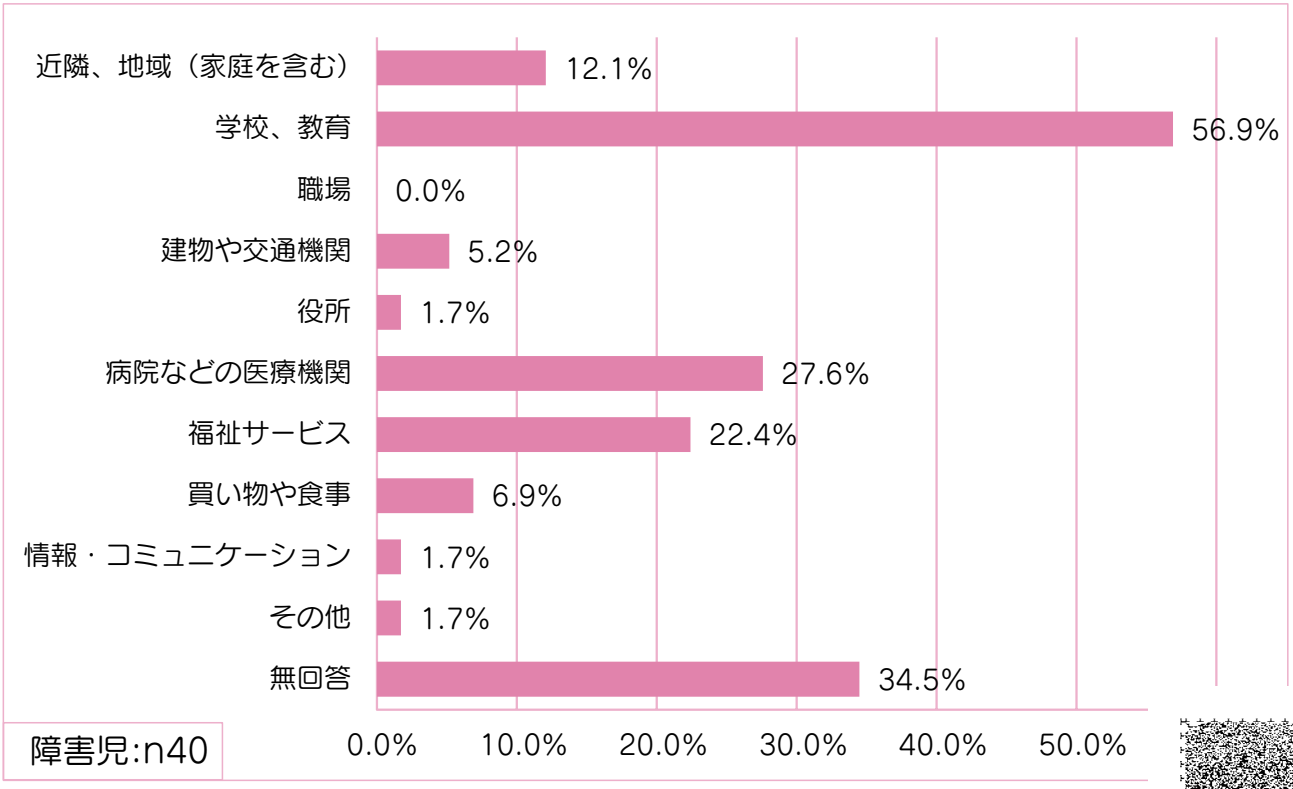

火事や震災等の災害時に困ることは何ですか。（複数回答可）

「周囲とコミュニケーションがとれない」は62.1%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」は60.3%となっています。

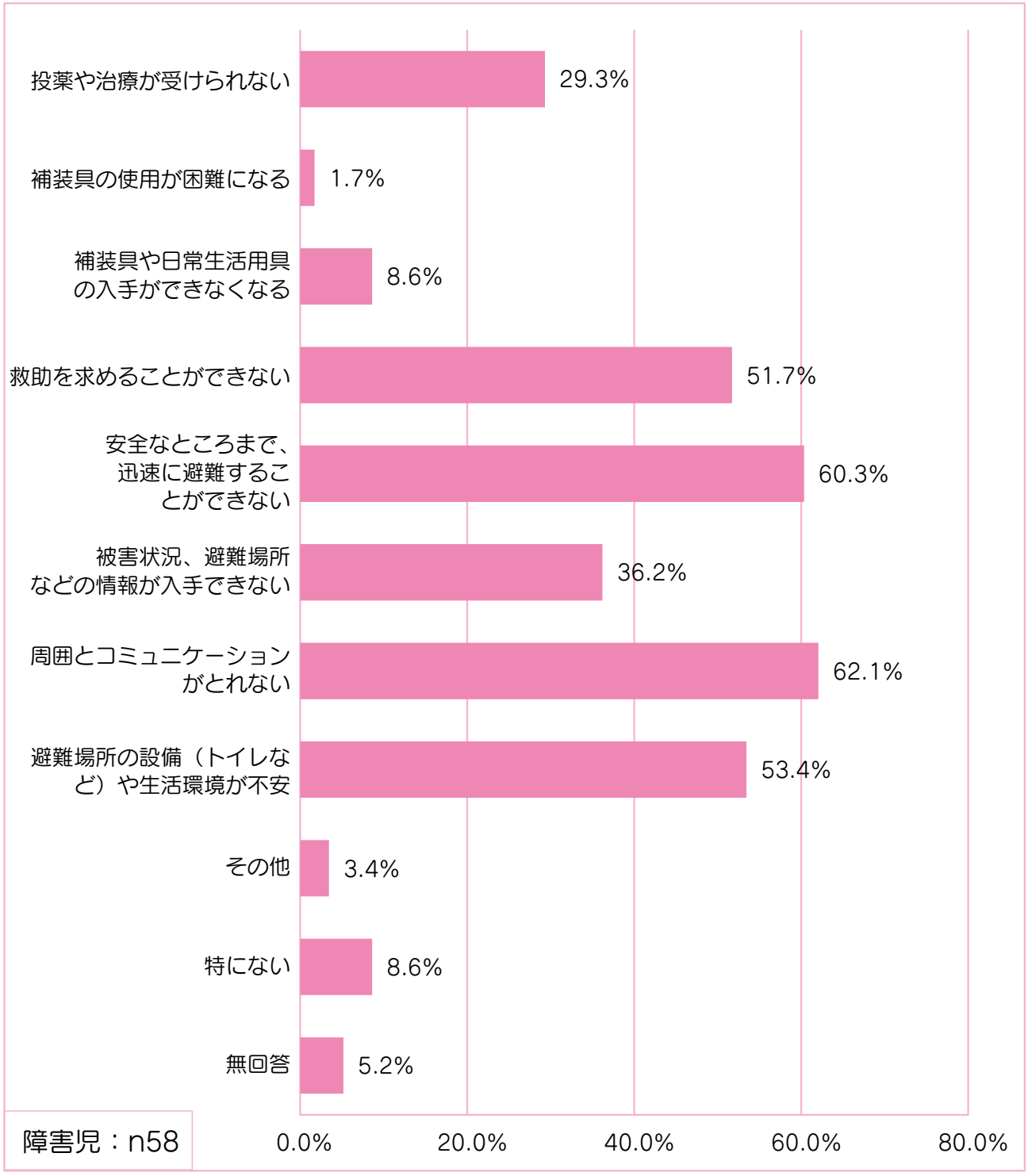

計画策定に関係した方々

七尾市健康福祉審議会委員名簿（令和２年度）

五十音順

氏　名	所　属	備　考
岩　永　由起子	七尾商工会議所	
岡　田　文　貴	(一般社団法人)石川県社会福祉士会	
奥　村　義　治	(一般社団法人)七尾市医師会	
川　淵　　正	七尾市ボランティア連絡協議会	
國　下　　茂	七尾市健康まちづくり推進連絡会	
藏　　定　伸	七尾市民生委員児童委員協議会	副委員長
国　分　由紀子	市民代表	
先　川　孝　一	石川県歯科医師会七尾歯科医師会	
櫻　井　定　宗	七尾市法人立保育連絡協議会	
佐　藤　一　郎	七尾市町会連合会	
津　田　博　美	(社会福祉法人)七尾市社会福祉協議会	令和３年１月13日～
(南　　紀　一)	〃	委員長～令和２年12月17日 委員　～令和３年１月12日
松　原　隆　夫	石川県能登中部保健福祉センター	委員長 令和２年12月18日～
村　中　和　彦	七尾市立小中学校校長会	
森　　光　弘	七尾市総合福祉施設協議会	
若　林　　稔	七尾市地区社会福祉協議会等連合会	令和２年６月23日～
(廣　澤　郁　夫)	〃	～令和２年６月22日

七尾市健康福祉審議会 障害者福祉分科会委員名簿（令和２年度）

五十音順

氏　名	所　属	備　考
荒　木　憲　司	社会福祉法人七尾市社会福祉協議会	
岩　永　由起子	七尾商工会議所	
岡　田　文　貴	一般社団法人石川県社会福祉士会	会長
藏　　定　伸	七尾市民生委員児童委員協議会	
小　橋　幸　雄	七尾公共職業安定所	
坂　下　和　弘	石川県能登中部保健福祉センター	
菅　原　暢　也	石川県七尾児童相談所	
多　木　和　也	医療法人松原会	
瀧　野　利　徳	社会福祉法人徳充会　青山彩光苑	
田　畑　正　村	社会福祉法人みのり会　みのり園	
八　崎　和　憲	市民代表	
前　濱　雪　枝	七尾市保育士会	
松　井　隆　夫	市民代表	
松　島　昭　廣	一般社団法人七尾市医師会	副会長
山　本　洋　子	七尾鹿島地区精神障害者家族会	

第5次　七尾市障害者計画
第6期　七尾市障害福祉計画

【令和3年度～令和5年度】

発行　七　尾　市
〒926-8611　七尾市袖ケ江町イ部25番地

編集　七尾市健康福祉部　福祉課